

第5次愛知県環境基本計画

2021年2月

目次

第1章 計画の基本的事項	・・・1
1 策定の趣旨	・・・1
2 計画の位置付け	・・・3
3 計画の期間	・・・3
第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状	・・・4
1 社会経済情勢の変化	・・・4
2 地球環境の危機的状況	・・・6
3 本県の環境の状況	・・・9
第3章 計画の目標	・・・27
1 計画の目標	・・・27
2 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方	・・・29
第4章 環境施策の方向及び指標	・・・30
1 地球温暖化対策	・・・31
2 自然との共生	・・・40
3 資源循環	・・・48
4 安全・安心の確保	・・・56
5 行動する人づくり	・・・65
第5章 計画の推進	・・・73
1 計画の推進	・・・73
2 計画の進行管理	・・・75

第1章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨

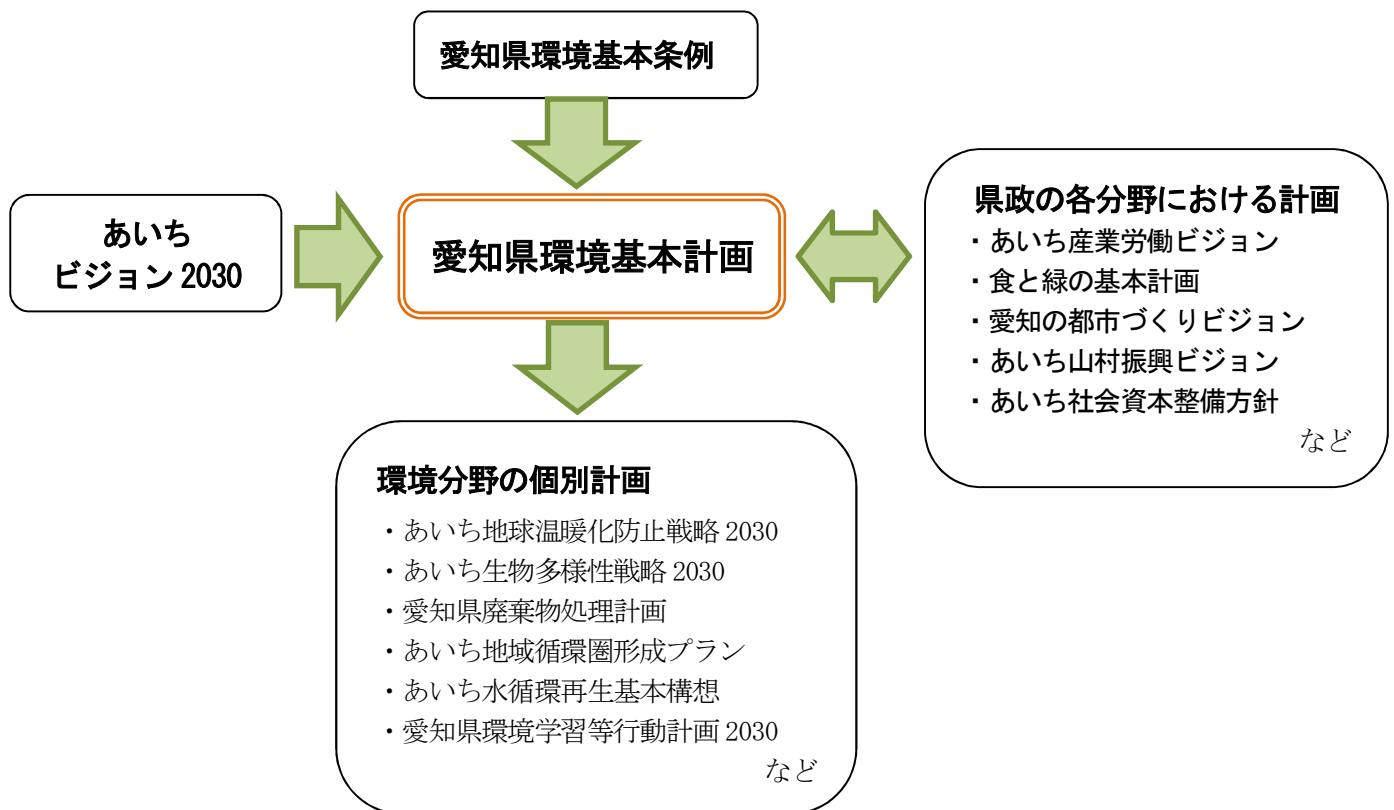
- ・ 近年、世界各地で強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの極端な気象現象が観測されています。気候変動に関する政府間パネル（I P C C）の第5次評価報告書では、すでに気候変動は自然及び人間社会に影響を与えており、今後、温暖化の程度が増大すると、深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まることが指摘されており、地球温暖化対策は人類共通の喫緊の課題となっています。
- ・ また、私たちは、自然界から多くの恵みを受けており、生物多様性を保全することは人類の生存にとって不可欠ですが、現代は開発や気候変動などにより、種の絶滅が急激に進んでいます。
- ・ さらに、途上国における急速な都市化と人口増加に伴う大量生産・大量消費による世界的な廃棄物の増加や、食料、資源の獲得競争の発生が懸念されています。
- ・ 地球規模での海洋汚染も大きな問題になっています。特に、海洋に流出するプラスチックごみは、環境中で分解され自然に還ることがほとんどなく、海洋生物が誤食する等の悪影響を及ぼしています。
- ・ 新型コロナウイルスなどの新たな感染症の多くは、野生生物が感染源とも言われており、野生生物の生息環境の悪化などによる、野生生物と人との接触の増加が原因との指摘もあります。また、地球温暖化により、「蚊などの生息域が拡大し、感染症のリスクが高まる」、「永久凍土が融解し、長年閉じ込められていた温室効果ガスやウイルスが放出される」とも言われています。
- ・ このように、暮らしの基盤となる地球環境の悪化は深刻さが増し、危機に瀕しています。こうした地球規模の危機は、グローバル化した人間の社会経済活動が原因となっており、被害や影響が一つの国や地域にとどまらず、長期的かつ広範囲に及んでいます。私たちの経済活動やライフスタイルは、気付かないうちに地球環境や生態系全体に大きな影響を及ぼしており、本県での取組が地球環境にも影響を及ぼすと認識し、県民、事業者等の参加と協力のもと、将来の世代に負担を押しつけないよう、持続可能な社会の構築に向けた取組を進める必要があります。
- ・ また、こうした地球規模の危機に際して、2015年の国連サミットで持続可能な開発目標（S D G s）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、S D G sで掲げられた17の目標（ゴール）は相互に関連し、環境、経済、社会の諸問題を統合的に解決する社会へと変革していく重要性が示されています。
- ・ さらに、近年のグローバル化やI T化の進展等により、本県の環境、経済、社会もグロー

バルな相互作用をより一層意識することが必要になっています。

- また、新型コロナウイルス感染症対策を発端とした新たなライフスタイルへの転換が求められており、感染症対策を行いながら環境対策も進めていく必要があります。
- 今後の環境政策は、経済・社会面との関係性も考慮し、環境問題はもとより経済・社会的課題も統合的に解決する、というSDGsの考え方も活用する必要があります。
- 本県では、1995年に「恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」、「持続的に発展することが可能な社会の構築」及び「地球環境の保全の積極的な推進」の3つを基本理念に掲げる愛知県環境基本条例を施行しました。
- 本条例のもと、1997年に第1次愛知県環境基本計画を策定し、それ以降、2002年から2014年にかけて6年ごとに第2次から第4次の基本計画を策定し、様々な環境問題に対して、積極的に取組を進めてきました。
- その間、2005年には史上初めてとなる環境をテーマとした国際博覧会「2005年日本国際博覧会（愛知万博）」、2010年には「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」、さらに2014年には「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」が本県で開催され、こうした世界規模のイベントや会議等を通じて県民・事業者等の高い環境意識が醸成されてきています。特に、生物多様性の分野では、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）後も継続的に世界に対して自治体の役割の重要性を訴えています。
- 本計画は、第1次から第4次までの環境基本計画の流れを受けつつ、こうした本県独自の経験や取組を十分に生かし、県民・事業者等の参加と協力のもと、地球環境の危機的状況や社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、持続可能な社会の形成を目指し、SDGsの考え方も活用してこれからの本県の環境施策の方向性を示すために策定するものです。

2 計画の位置付け

- ・ 本計画は、愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- ・ 本県では、リニア中央新幹線が全線開業（東京—大阪）し、スーパー・メガリージョンの形成が期待される2040年頃を展望し、2030年度までに重点的に取り組むべき政策の方向性を示す、「あいちビジョン2030」を、2020年11月に策定しました。本計画はあいちビジョン2030に沿った環境分野での政策の方向性を示す計画として、本県の環境関係の個別計画の上位計画として策定するものです。
- ・ 環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画とも連携し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。



3 計画の期間

- ・ あいちビジョン2030では、2040年頃の社会経済を展望し、2030年度を目標としています。
- ・ 持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsの目標年は2030年となっています。
- ・ こうした状況を受け、本計画も2040年頃までの長期を展望した上で、2030年度までの間に取り組むべき施策の方向性を示します。なお、社会経済情勢や環境を取り巻く変化を踏まえ、必要に応じて見直します。

第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状

1 社会経済情勢の変化

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組拡大

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

また、SDGsの達成のためには、社会を変革することが重要であると示されています。

SDGsの達成に向け、企業、NPOや市町村などでも取組が進められています。企業では、事業活動が社会へ与える影響に責任を持つとする考え方（CSR）から、SDGsを本業として取り組むことで社会課題の解決（社会価値）と企業の利益（経済価値）を同時実現する共有価値の創造（CSV）という考え方が広まっています。

さらに、環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して投資を行うESG投資が拡大しています。

こうした中、本県は、2019年7月、内閣府から持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い地域として、「SDGs未来都市」に選定され、知事を本部長とした「愛知県SDGs推進本部」を設置し、SDGsの達成に向け全庁を挙げて取組を推進しています。

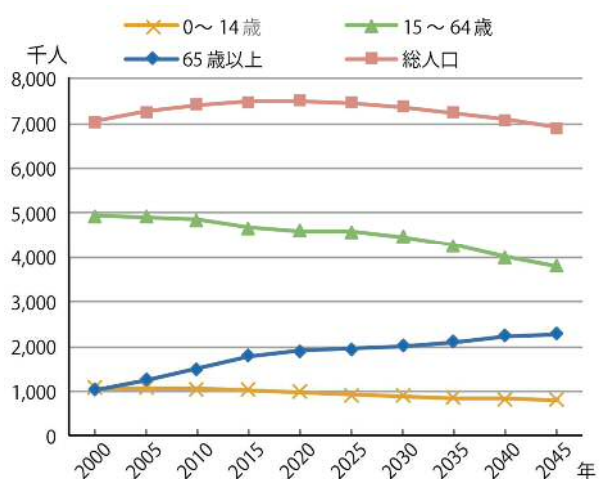


(2) 環境、経済、社会の一体化

国内では、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、地方から都市への若年層を中心とする流入超過が継続しており、人口の地域的な偏在が加速化し、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいます。これは環境保全の取組にも深刻な影響を与えており、例えば、農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加し、生物多様性の低下や生態系サービスの劣化につながっています。

国は、2018年4月に策定した第五次環境基本計画において、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点から

【本県の人口の推移と将来推計】



（「国勢調査」（総務省）、「日本の世帯数の将来推計」（都道府県別推計）（2019年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より環境局作成）

のイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決の実現を掲げています。このように、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連し、複雑化してきています。

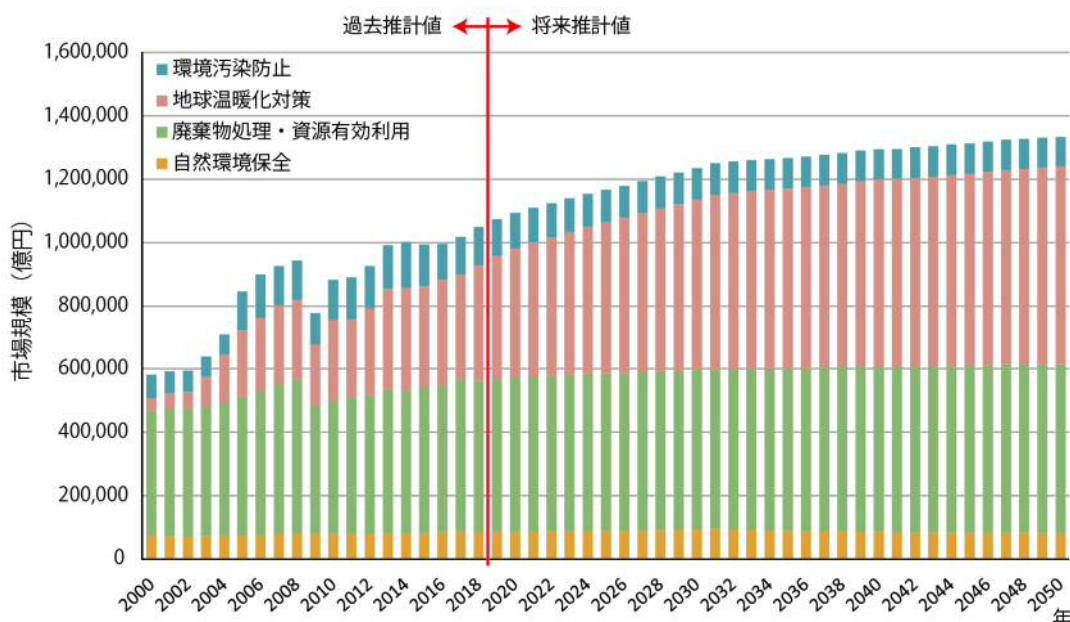
(3) AI、IoTの進展 ～産業の変化～

AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット化）といった第4次産業革命は、経済や社会のあり方、幅広い産業構造や、人々の働き方、ライフスタイルの変革を誘発し、高齢者や地域の利便性を向上させるなど、豊かで質の高い生活の実現の原動力になることが想定されています。

愛知県の基幹産業である自動車産業界では、CASE（Connected（コネクテッド）、Autonomous（自動化）、Shared & Services（シェアリングとサービス）、Electric（電動化））やMaaS（Mobility as a Service）の動きが活発になるなど「100年に一度の大変革の時代」と言われています。

また、環境汚染防止、地球温暖化対策、廃棄物処理・資源有効利用などの持続可能な社会の実現に貢献する製品・サービスを提供する環境産業の国内の市場規模は、2018年に約105兆円と過去最大を記録し、2000年（約58兆円）の約1.8倍となっています。分野別に見ると、地球温暖化対策が大きく増加しています。また、環境産業の市場規模は、2050年にかけて上昇傾向を続けると見込まれています。

【環境産業の市場規模の推移（全国）】



出典：「令和元年度 環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」（環境産業市場規模検討会）

(4) 新型コロナウイルス感染症を発端とした新たなライフスタイルへの転換

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に確認されて以来、感染が国際的に広がりを見せ、世界保健機関(WHO)が2020年1月に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」、同年3月には「パンデミック（世界的大流行）とみなせる」と宣言するまでに至りました。こうした感

感染症問題の背景には、病原菌や野生生物が生息する生態系の人為的攪乱があるとも言われており、グローバル化によりウイルスが人間社会に持ち込まれるリスクはより深刻なものとなっています。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、国境を越えたヒト・モノ・カネの移動に依存する世界経済のリスクを顕在化させました。

環境面においては、社会経済活動の停滞により、エネルギー消費量の減少に伴う二酸化炭素排出量の大幅な減少や大気汚染の改善につながる一方、経済の停滞による環境産業への投資の減少や、感染収束後の反動による二酸化炭素排出量の大幅な増加などが懸念されています。

また、新型コロナウイルスの感染症対策として、テレワークやウェブ会議が急速に拡大しましたが、こうしたデジタル化の流れは、移動に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与するものであり、感染症対策を進めながら環境対策にもなることから、このような取組をより一層進めていく必要があります。一方、在宅勤務による住宅の空調・照明等のエネルギー消費量の増加、公共交通機関から自家用車への通勤のシフトや、換気を伴う空調による負荷の増加、さらには衛生目的での使い捨てマスク等のプラスチック製品の増加など、新型コロナウイルスの感染症対策では、環境面での負荷の増大も想定されますが、省エネ設備やエコカーの導入、プラスチック代替製品の使用などにより、感染症対策と環境対策の両立を図っていく必要があります。

【課題】

- ・ 環境・経済・社会の課題はこれまで以上に相互に密接に関連し、複雑化してきています。
- ・ 今後の環境政策は、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を目指していく必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による危機的な状況を、環境にやさしい持続可能な社会経済システムに変革する機会とする必要があります。また、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた経済の再建を行う際は、環境産業への投資を積極的に進めるなど、環境と調和した経済復興「緑の回復」（グリーン・リカバリー）の視点も重視して進めることが必要です。

2 地球環境の危機的状況

(1) 地球温暖化対策

近年、世界各地で極端な気象現象が観測され、強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が各地で頻発し、甚大な被害をもたらしています。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確化することは容易ではありませんが、温室効果ガスの継続的な排出により、温暖化の程度が増大すると、極めて深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響をもたらすおそれがあると言われており、地球温暖化対策は人類共通の喫緊の課題であるとの認識のもと、2015年12月、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、「パリ協定」が採択され、翌2016年に発効しました。パリ協定では、温室効果ガス排出削減（緩和）の長期目標として、

気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに1.5℃に抑える努力を継続すること、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることのほか、今後気候変動による影響は避けられず、気候変動への適応に関する事項も盛り込まれました。

その後、2018年10月に公表された国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書」では、地球温暖化を1.5℃に抑えるには、世界全体の人為起源の二酸化炭素の排出量が、2030年までに、2010年水準から約45%減少し、2050年前後に正味ゼロを達成する必要があると示されています。また、地球温暖化が進むことにより、熱波、強い降水、干ばつ及び関連する森林火災、沿岸洪水など極端な気象現象による自然災害が多発することが懸念されています。

そうした中、国では、パリ協定の採択を受け、2016年5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの総排出量を2013年度比で2030年度に26%削減、2050年までに80%削減を掲げました。また、2019年6月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指すことを掲げています。

また、2018年7月にはエネルギー政策の基本的な方向性を示す第5次エネルギー基本計画が閣議決定され、脱炭素化に向けて、2050年には再生可能エネルギーの経済的な自立と主力電源化を目指すこと、及び非効率な石炭火力発電のフェードアウトなどが掲げられました。なお、2016年4月には電力の小売全面自由化が開始され、消費者が二酸化炭素の排出が少ない電気の購入を選択することも可能となりました。

さらに、菅内閣総理大臣は2020年10月26日の第203回国会の所信表明演説で、「我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す。」ことを宣言（2050年カーボンニュートラル宣言）するとともに、同国会において、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、国を挙げて実践していくことを決意する「気候非常事態宣言」も決議されました。同年12月には、国は洋上風力、水素、自動車・蓄電池など14の重点分野の実行計画を含む「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、カーボンニュートラルへの挑戦を「経済と環境の好循環」につなげることを目指しています。

一方、2018年11月に、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、農業・防災等のあらゆる関連施策に気候変動適応を組み込むことなどを基本戦略とした「気候変動適応計画」を閣議決定しました。

（2）自然との共生

過去に地球上では幾たびもの大絶滅の時代がありましたが、現代の大絶滅は、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響であると考えられています。

2010年に本県で開催された、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、生物多様性の保全に関する2020年までの世界目標である「生物多様性戦略計画2011-2020(愛知目標)」が採択されました。中国の昆明で開催される生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、ポスト2020目標(ポスト愛知目標)となる新たな目標が採択される予定です。

2019年5月に公表されたIPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)の「生物多様性・生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、生物多様性は人類史上これまでにない速度で減少しており、自然の変化を引き起こす直接的要因・間接的要因は、過去50年の間に増大している、とされています。さらに、このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されないが、社会変容を促進する緊急かつ協調的な努力が行われることで、自然を保全、再生、持続的に利用しながらも同時に国際的な社会目標を達成できると示されました。

(3) 資源循環

世界の人口は増加しており、地球上の資源供給に限界がある中で、環境問題と大きく関わる天然資源やエネルギーの効率的な使用や代替資源の確保、食料問題への対応等の重要性が高まっています。

環境中で分解され自然に還ることがほとんどないプラスチックごみを始めとした地球規模での海洋汚染も深刻化しています。特に5mm以下の微細なプラスチック、いわゆるマイクロプラスチックは、海中での有害物質の吸着が指摘されており、小魚が誤食するなど、食物連鎖を通じた人の健康への影響が懸念されています。2019年6月に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみ対策が主要議題に取り上げられ、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の支持が表明されました。

また、2017年末の中国の使用済みプラスチック輸入規制に始まり、東南アジア各国(タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムなど)でも、輸入規制の動きが広がっています。

2019年5月にスイスで開催された有害廃棄物の国境を越えた移動を制限するバーゼル条約の締約国会議(COP14)において、汚れたプラスチックごみの輸出入を新たに制限する条約附属書の改定が採択され、2021年1月に発効されました。

こうした中、国は、廃プラスチックの有効利用促進、プラスチックごみによる海洋汚染等の課題に対応するため、2019年5月に「3R+Renewable(持続可能な資源)」を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

また、世界的な問題である「食品ロス」(まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品)については、SDGsのターゲット12.3に「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品

ロスを減少させる」が掲げられており、国内では、食品ロスの削減を総合的に推進する「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019年10月に施行されました。

また、市場や社会からの環境配慮要請の高まりやSDGsの策定等により、持続可能な発展に向け、経済活動におけるあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化し経済成長を目指す、循環経済（サーキュラー・エコノミー）への転換を図ること的重要性が高まっています。そのため、欧州はじめ様々な国が循環経済への転換を政策的に進めており、わが国でも2020年5月に「循環経済ビジョン2020」を策定しました。

【課題】

- ・ 地球環境の悪化は深刻さを増しており、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつあります。
- ・ 地域の環境と地球環境とは密接な関係を有しており、本県での取組が地球環境にも影響を及ぼすという認識のもと、国際的な枠組み、国の取組を踏まえ、県民、事業者、NPO、行政等が一体となって、将来の世代に負担を押しつけないよう、環境分野において日本をリードする役割をしっかりと果たしていく必要があります。

3 本県の環境の状況

(1) 地球温暖化対策

- ・ 名古屋地方気象台で観測された年平均気温の経年変化には、上昇傾向がみられ、100年あたりに換算した場合、2.1℃上昇しています。また、真夏日と熱帯夜の年間回数も増加傾向にあります。
- ・ 2017年度の本県の温室効果ガス総排出量は、約81,589千トン-CO₂であり、基準年度(2013年度)比で1.0%の削減にとどまっています。
- ・ 排出量について区分別で見ると、産業部門からの排出割合が約5割を占めています。また、基準年度比で業務部門、家庭部門等の排出量は減少しているものの、産業部門、運輸部門の排出量は増加しています。
- ・ 再生可能エネルギーの主力電源化に向け、化石燃料を削減し、再生可能エネルギーへの転換が求められる中、固定価格買取制度では2020年3月末までの導入容量が全国2位、うち住宅用太陽光発電及びバイオマス利用では全国1位となっています。なお、戸建て住宅数当たりの住宅用太陽光発電の設置率は全国7位となっています。
- ・ 2020年3月末時点の電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）の普及台数は全国1位、自動車登録台数当たりのEV・PHV・FCVの普及率は全国3位となっています。
- ・ また、2018年10月に「愛知県地球温暖化対策推進条例」を制定し、事業者の自主的かつ

積極的な取組を促す「地球温暖化対策計画書制度」の内容を拡充しました。本県の産業・業務部門の温室効果ガス総排出量のうち、約7割が本制度の対象事業者からの排出となっているため、提出された計画書等の内容を県が評価し、結果の公表及び必要な助言を行うことにより、温室効果ガス排出量の一層の削減を促進することとしています。

- 第4次愛知県環境基本計画では「次世代自動車等先進エコカーの県内普及台数」及び「次世代自動車充電インフラの整備状況」を数値目標として掲げており、いずれの項目も達成に向けて順調に推移しています。

【温室効果ガスの総排出量の推移】



【温室効果ガス総排出量 (2017 年度)】

区分		基準年度排出量 (千トン-CO ₂)	2017 年度排出量(割合) (千トン-CO ₂) (%)	増減率 (2013-2017) (%)
エネルギー 起源 CO ₂	産 業	40,153	40,704 (52.6)	+1.4
	業 務	12,072	10,845 (14.0)	▲ 10.2
	家 庭	8,584	7,569 (9.8)	▲ 11.8
	運 輸	13,327	13,547 (17.5)	+1.7
	エネルギー転換	2,435	2,337 (3.0)	▲ 4.0
非エネルギー起源 CO ₂		2,225	2,336 (3.0)	+5.0
C O ₂ 総 排 出 量		78,796	77,339 (100.0)	▲ 1.8
そ の 他 ガ ス		3,588	4,250	+18.5
合 計		82,384	81,589	▲ 1.0

- ※1. 基準年度は2013年度
- ※2. 割合はCO₂総排出量に対する割合
- ※3. その他ガスは、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃
- ※4. 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある

(環境局調べ)

【固定価格買取制度(FIT)に係る設備認定状況(買取開始分)(2020年3月時点)】

再エネ区分		件数	順位	容量(kW)	順位
太陽光	10kW未満(住宅用)	202,938	1	885,814	1
	10kW以上	43,375	1	1,717,350	8
	小計	246,313	1	2,603,164	3
風力		32	9	64,791	19
小水力		13	24	3,503	26
地熱		0	—	0	—
バイオマス		27	3	371,579	1
合計		—	—	3,043,038	2

※順位は都道府県別の順位

(「経済産業省資源エネルギー庁資料」より環境局作成)

【EV・PHV・FCVの普及台数】

	1位	2位	3位	全国
EV・PHV・FCV計 (2020年3月末)	愛知県 (25,294台)	東京都 (20,774台)	神奈川県 (17,078台)	259,279台
EV	神奈川県 (9,482台)	愛知県 (9,053台)	東京都 (7,493台)	119,159台
PHV	愛知県 (15,102台)	東京都 (12,137台)	神奈川県 (7,327台)	136,362台
FCV	東京都 (1,144台)	愛知県 (1,139台)	神奈川県 (269台)	3,758台

(「自検協統計 自動車保有車両数」(一般財団法人自動車検査登録情報協会)より環境局作成)

＜第4次愛知県環境基本計画数値目標の達成状況＞

項目	計画策定時	目標 (2020年度末)	実施状況					
			2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末
次世代自動車等先進エコカーの県内普及台数	60万台 (2011年度末)	200万台	125万台	144万台	164万台	187万台	207万台	集計中
次世代自動車充電インフラの整備状況	661基 (494か所) (2012年度末)	1,600基※ (1,431か所)	1,171基 (799か所)	1,655基 (1,188か所)	1,723基 (1,199か所)	1,796基 (1,200か所)	1,901基 (1,229か所)	1,929基 (1,253か所)

※2016年度に2020年度末の目標値を1,600基から2,000基(1,451か所)へ上方修正

【課題】

- 2017年度の温室効果ガス排出量は、基準年度(2013年度)に比べ1.0%減にとどまっており、「パリ協定」や国が策定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」、国の「2050年カーボンニュートラル宣言」など国内外の動向を踏まえ、温室効果ガス排出量の大幅な削減を進め、脱炭素社会を実現することが必要です。
- 日常生活や事業活動のあらゆる場面における「徹底した省エネルギー」を進めるとともに、再

生可能エネルギーの普及拡大に向けた取組など「創エネルギーの導入拡大」を図ることが必要です。

- ・ 運輸部門の二酸化炭素排出量は増加しており、自動車からの二酸化炭素排出量を着実に削減するため、特に環境性能に優れたEV・PHV・FCVを始めとする次世代自動車の普及拡大を進める必要があります。また、公共交通機関や自転車等の利用を促進することも必要です。
- ・ 水素は、燃料電池やエネルギーの貯蔵等で活用することで、二酸化炭素の大幅な削減が期待されていますが、現在流通している水素のほとんどは、その製造時に二酸化炭素が発生しています。そのため、再生可能エネルギー等を活用して製造した水素の利活用を一層進める必要があります。
- ・ 既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に適応するための施策を、農林水産、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康など各分野において推進する必要があります。

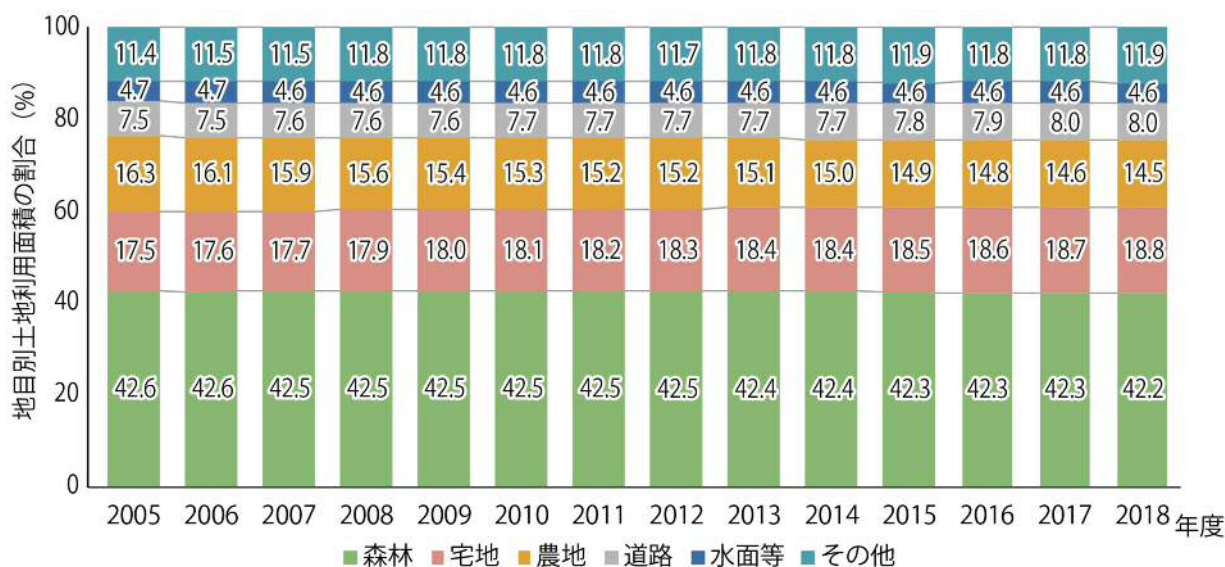
(2) 自然との共生

- ・ 本県の面積は5,170 km²で、全国27番目ですが、平野、半島、丘陵、山地など変化に富んだ豊かな自然にも恵まれており、多くの野生動植物種が生息・生育しています。
- ・ 県土の42.2%を森林が占めており、自然公園の面積は88,881ha(県土の17.2%)、自然環境保全地域は292ha(同0.06%)です。
- ・ 動物種は、約12,450種(哺乳類(海生哺乳類を含む)73種、鳥類426種、爬虫類16種、両生類22種、汽水・淡水産魚類198種、昆虫類約10,443種、クモ類584種、陸・淡水産貝類約189種及び内湾産貝類約500種)の生息が確認されています。
- ・ 植物種は4,490種(維管束植物3,870種及びコケ植物620種。移入種等を含む。)の生育が確認されています。
- ・ 里山については人々の生活様式の変化により管理不足の状態が長く続き、その独自の生態系が失われつつあります。
- ・ メガソーラー等による山林開発や都市内における緑地の減少が続いています。
- ・ 「レッドリストあいち2020」によると、絶滅のおそれのある種(絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類)の数は、893種(動物364種、植物529種)となっており、前回の「レッドリストあいち2015」と比較すると、45種(動物27種、植物18種)増加しています。
- ・ 外来種については、外来生物法で指定されている特定外来生物のうち、県内では34種が確認されており、近年では港湾等においてヒアリが確認されているほか、サクラを食害するクビアカツヤカミキリの分布が拡大しています。
- ・ 近年、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ニホンカモシカ等の生息数が増加しており、

生態系への影響や農作物被害が問題となっています。2019年度の鳥獣による農作物被害は約4億5千万円で、内訳は鳥害約2億5千万円、獣害約2億円となっています。

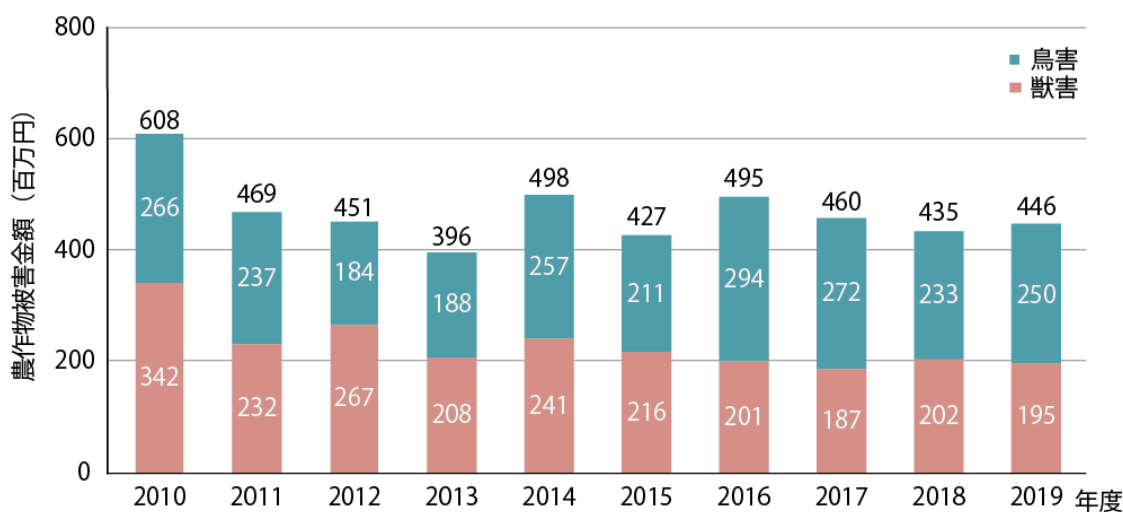
- 第4次愛知県環境基本計画では「優れた自然環境を有する地域の面積等（自然環境保全地域の指定、鳥獣保護区のアリ、生息地等保護区のアリ）」、「指定希少野生動植物種のアリ」及び「県民の「生物多様性」という言葉の意味のアリ認識状況」を数値目標として掲げており、「生息地等保護区のアリ指定」及び「指定希少野生動植物種のアリ指定」は目標を達成しましたが、その他の項目は目標達成が難しい状況です。

【本県の土地利用状況】



（「土地に関する統計年報」（愛知県）より環境局作成）

【本県における鳥獣類による農作物被害金額の推移】



※四捨五入により合計と内訳が一致しない場合がある

（農業水産局調べ）

＜第4次愛知県環境基本計画数値目標の達成状況＞

項目	計画策定時 (2012年度)	目標	実施状況							
			2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 ^{※1}	
優れた自然環境を有する地域の面積等	自然環境保全地域の指定	15か所	18か所 (2020年度)	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所
	鳥獣保護区の面積	25,555ha	現状維持	25,265ha	25,265ha	25,265ha	25,276ha	19,496ha	19,496ha	19,496ha
	生息地等保護区の指定	2か所	4か所 (2016年度)	2か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
指定希少野生動物種の指定	11種	17種 (2020年度)	13種	15種	15種	18種	18種	18種	18種	18種
県民の「生物多様性」という言葉の意味の認識状況	47.6% ^{※2}	75% (2020年度)	—	—	41.9% ^{※2}	—	—	47.4% ^{※3}	51.2% ^{※2}	

※1 2020年9月末現在

※2 県政世論調査

※3 環境に関するインターネット調査（愛知県）

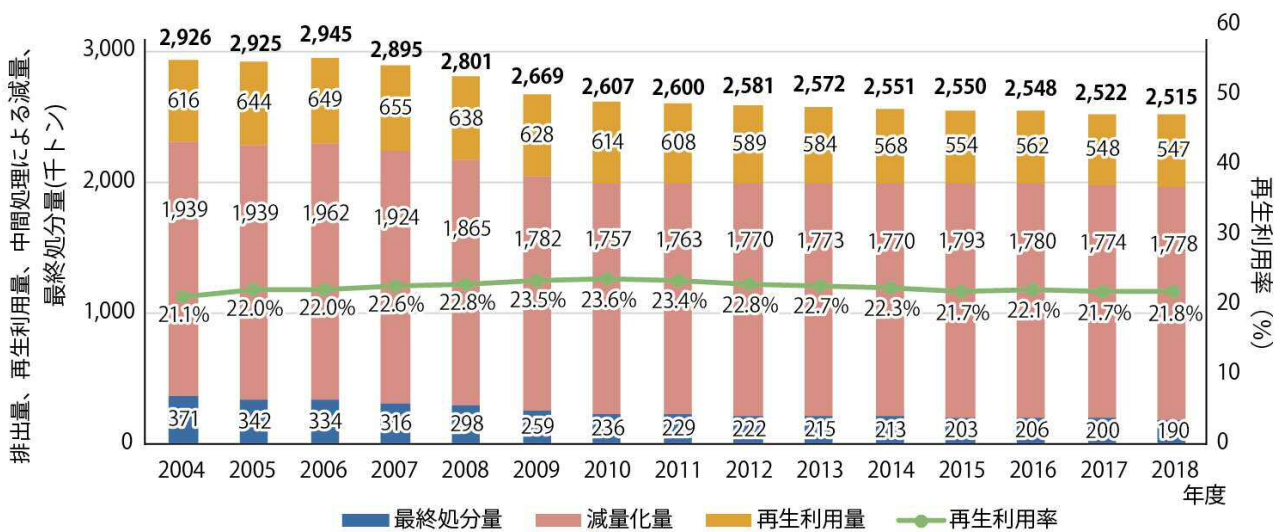
【課題】

- ・ 優れた自然環境を有する地域の保全や絶滅危惧種の保護を、より一層進める必要があります。
- ・ ヒアリやヒガタアシなど新たな侵略的外来種の早期発見、早期防除に取り組むなど、侵略的外来種による生態系への影響を抑制することが必要です。
- ・ 豚熱ウイルスへの対策を図りながら、生態系や農林業に影響を及ぼすイノシシやニホンジカの個体数調整を強化していくことが必要です。
- ・ 森林の管理不足などによる生態系への影響に対応するため、森林の活用・管理を引き続き進める必要があります。
- ・ 開発に伴う自然への影響を最小限に抑えるとともに、分断された自然を、緑地や水辺によってつなげ、地域本来の生態系のつながりを保全・再生していくことが必要です。
- ・ 食料や水、木材などの地域の自然の恵みの利用や人と自然との触れ合いを拡大していくことが必要です。
- ・ 生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択される見込みのポスト2020目標（ポスト愛知目標）を踏まえ、引き続き、日常生活や社会経済活動に「生物多様性の保全や持続可能な利用」が基本的な考え方として組み込まれる「生物多様性の主流化」を進めていくとともに、国内外に向けて発信、貢献していく必要があります。

(3) 資源循環

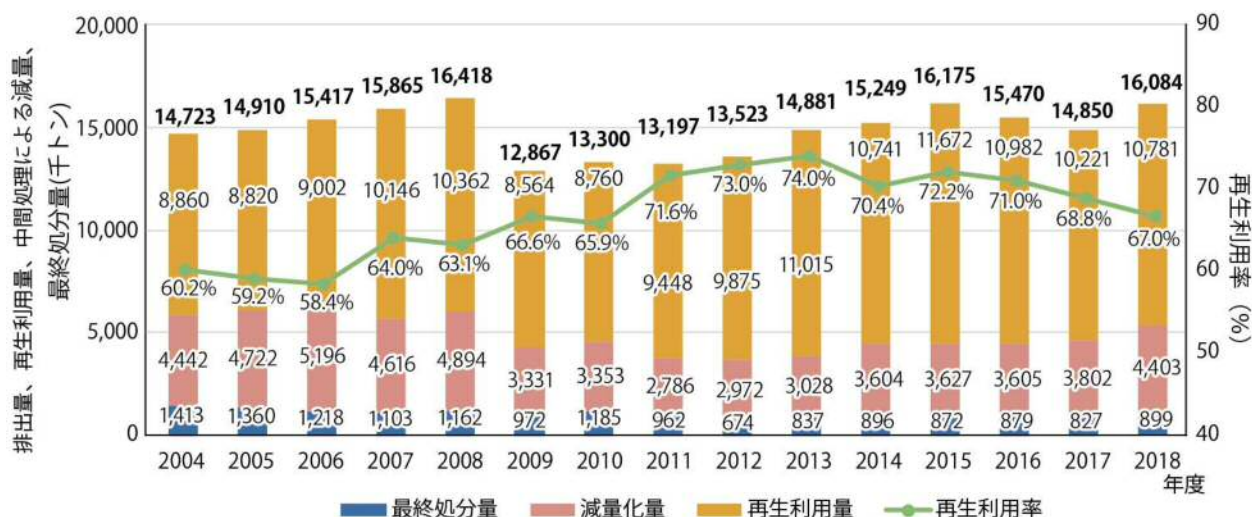
- 一般廃棄物の排出量は経年的に減少傾向で、産業廃棄物の排出量は横ばいの状況です。
- 一般廃棄物の最終処分量は、経年的に減少傾向にあります。また、産業廃棄物の最終処分量は、経年的に減少傾向でしたが、2018年度は前年度より増加しています。
- 2013、2014年度愛知県「河川ごみ回収調査」データによると、調査河川で回収されたごみ52.7tのうち、生活系が72%、事業系が20%、自然系が8%でした。生活系ごみでは、ペットボトル等プラスチックごみが多く、海洋への流出が懸念されます。
- 2019年度、家庭系食品ロス発生量を把握するため、6市2季（夏・冬）において、家庭から排出される可燃ごみの開袋調査を行い、その結果から県内の家庭系食品ロス発生量を約21.5万トン、食品廃棄物に対する食品ロスの割合は48.3%、1人1日当たりの食品ロス量は77.8g/人・日と推計しました。
- 産業廃棄物に係る2018年度の苦情件数は、167件でした。2013年度をピークに減少傾向でしたが、2017年度、2018年度は前年度より増加しています。
- 第4次愛知県環境基本計画では一般廃棄物、産業廃棄物それぞれについて、「排出量」、「再生利用率」及び「最終処分量」を数値目標として掲げております。最新(2018年度)のデータでは一般廃棄物の最終処分量が目標を達成していますが、排出量は目標には至っていません。また、産業廃棄物の排出量及び最終処分量は、2017年度は目標を達成したものの、最新のデータでは目標には至っていません。なお、一般廃棄物・産業廃棄物の再生利用率は、計画策定時より減少しており、目標達成が難しい状況です。

【一般廃棄物の排出量等の推移】



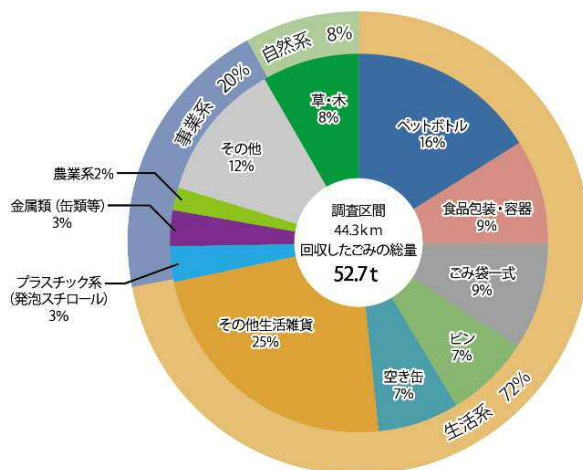
(環境局調べ)

【産業廃棄物の排出量等の推移】



(環境局調べ)

【調査河川で回収されたごみの総量と内訳】



出典：平成 25 年度・平成 26 年度愛知県「河川ごみ回収調査」

【家庭系食品ロス量】

	愛知県※ ¹	全国
生活系可燃ごみ収集量 (千 t)	1,274	19,368※ ²
うち食品廃棄物量 (千 t)	445	7,889※ ³
うち食品ロス量 (千 t)	215	2,906※ ³
食品廃棄物に対する食品ロス量の割合 (%)	48.3	36.8
1人1日当たりの食品ロス量 (g/人・日)	77.8	62.2

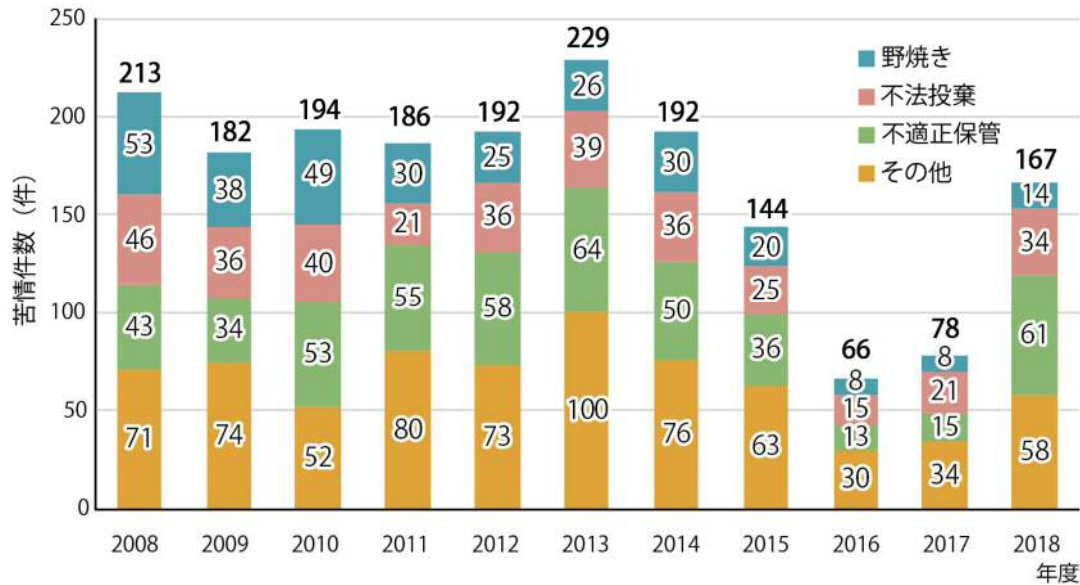
※1 2019 年度愛知県家庭系食品ロス量調査より

※2 平成 28 年度一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省) データより

※3 平成 30 年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査 (環境省) データより (数値は平成 28 年度の食品廃棄物量及び食品ロス量を推計したもの)

(「2019 年度愛知県家庭系食品ロス量調査結果」(愛知県)、「平成 28 年度一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)、「平成 30 年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」(環境省)より環境局作成)

【産業廃棄物に係る苦情件数の推移】



※名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く

(環境局調べ)

＜第4次愛知県環境基本計画数値目標の達成状況＞

項目	計画策定時 (2014年度)	目標※ (2021年度)	実施状況				
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
廃棄物の排出量	一般廃棄物	255.1万トン	240.4万トン	255.0万トン	254.8万トン	252.2万トン	251.5万トン
	産業廃棄物	1,524.9万トン	1,570.5万トン	1,617.5万トン	1,547.0万トン	1,485.0万トン	1,608.4万トン
廃棄物の再生利用率	一般廃棄物	22.3%	約23%	21.7%	22.1%	21.7%	21.8%
	産業廃棄物	70.4%	約74%	72.2%	71.0%	68.8%	67.0%
廃棄物の最終処分量	一般廃棄物	21.3万トン	19.8万トン	20.3万トン	20.6万トン	20.0万トン	19.0万トン
	産業廃棄物	89.6万トン	82.9万トン	87.2万トン	87.9万トン	82.7万トン	89.9万トン

※愛知県廃棄物処理計画（2017～2021年度）（2017年3月策定）において設定した目標値

【課題】

- ・ 未利用資源・エネルギーの有効活用やリサイクルを通じて、資源の地域内の循環はもとより、各地域の特長を併せ持つ、より広域的な循環にもつなげていく重層的な「循環の環」の構築（「地域循環圏」）の実現を目指していくことが必要です。
- ・ 製造、流通、使用、廃棄のあらゆる場面で3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取組を一層推進することが必要です。特に、世界的な問題となっているプラスチックごみ及び食品ロスの削減の取組を進める必要があります。

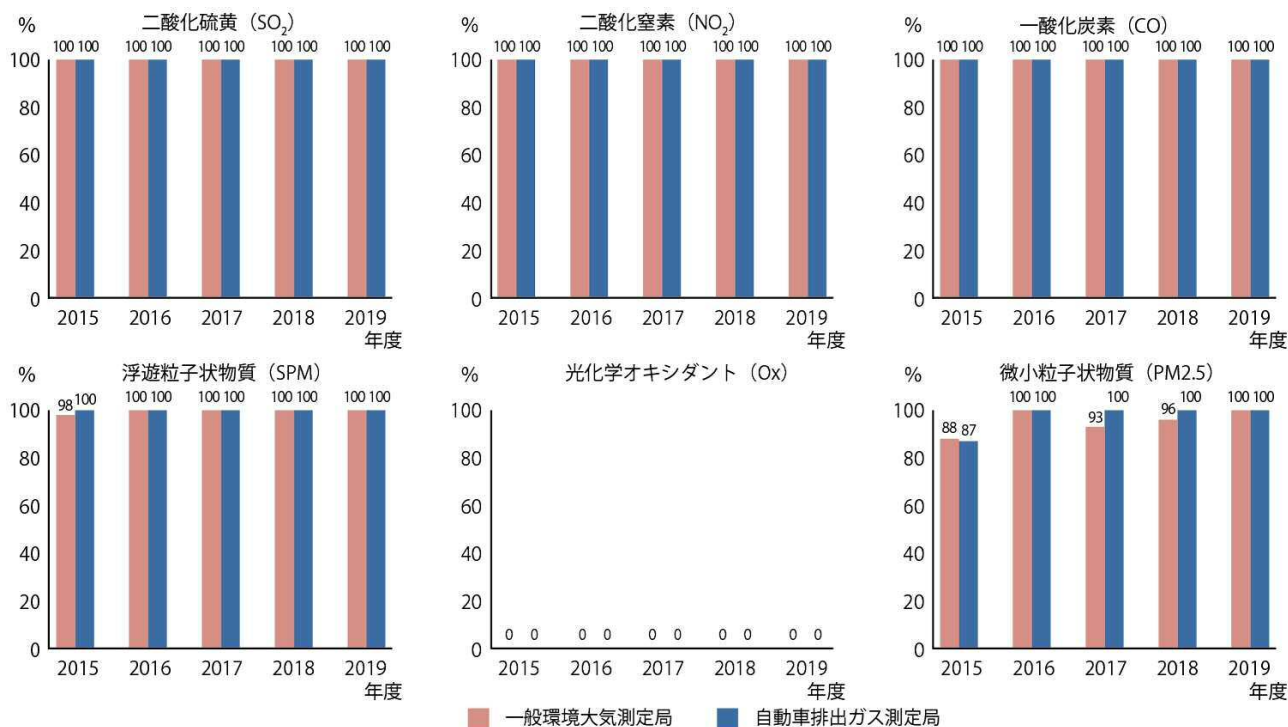
- ・ 廃棄物の適正処理を徹底することが必要です。

(4) 安全・安心の確保

ア 大気環境

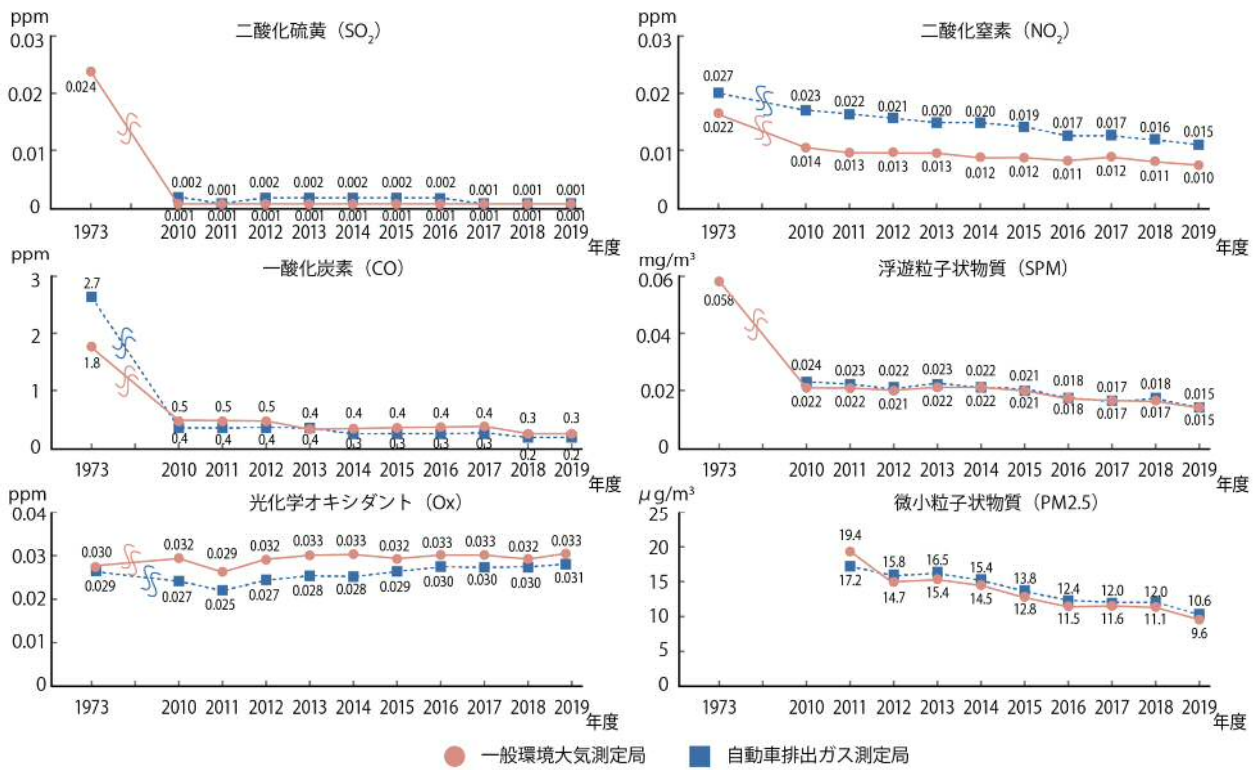
- ・ 大気環境の環境基準達成状況を直近5年間（2015～2019年度）で見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素については、全ての測定局で環境基準を達成しています。
- ・ 浮遊粒子状物質については、2015年度の一部の一般環境大気測定局を除き、全ての測定局で環境基準を達成しています。
- ・ 吹付けアスベストやアスベストを含有する断熱材等が使用されている建築物等の解体、改造及び補修作業を行う場合は、大気汚染防止法に基づき事前に届出が必要であり、2019年度は本県に269件の届出がありました。
- ・ 第4次愛知県環境基本計画では、「光化学オキシダント」及び「微小粒子状物質 (PM2.5)」について全地点での環境基準の達成を掲げていますが、光化学オキシダントについては、これまで全ての測定局で環境基準を達成できていません。一方、微小粒子状物質 (PM2.5) については、2016年度に初めて全ての測定局で環境基準を達成し、2019年度も全ての測定局で環境基準を達成しました。

【大気環境に係る環境基準達成率の経年変化】



(環境局調べ)

【大気汚染に係る環境基準が定められている物質の年平均値の経年変化】



(環境局調べ)

<第4次愛知県環境基本計画数値目標の達成状況>

項目	計画策定時 (2012年度)	目標	実施状況					
			2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
環境基準の達成状況 大気汚染	光化学オキシダント*	達成率 0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	微小粒子状物質	達成率 32%	23%	87%	100%	95%	98%	100%

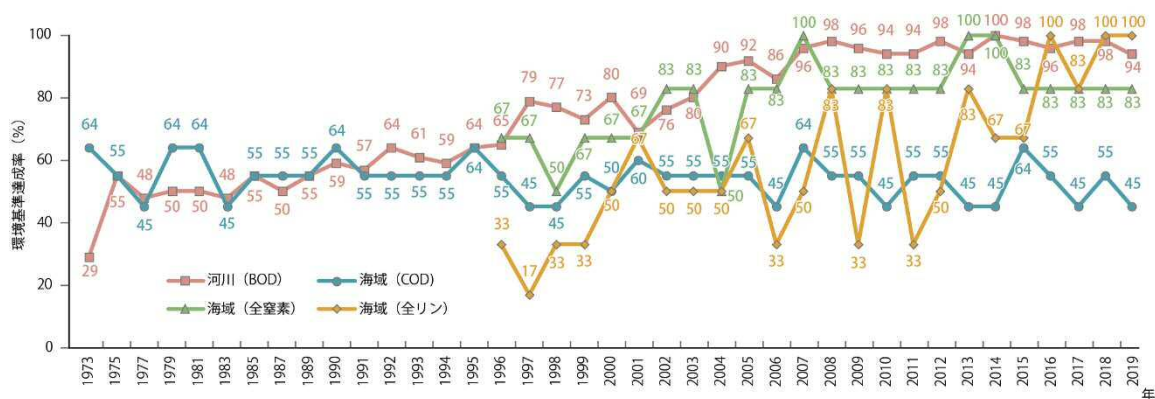
※微小粒子状物質は、1年間を通して評価するが、光化学オキシダントは、1年のうち1時間でも0.06ppmを超過すれば環境基準非達成となる

イ 水環境

- 第4次愛知県環境基本計画では、河川の「BOD」、海域の「COD」、「全窒素」及び「全りん」、さらに公共用水域の「ダイオキシン類」について、全地点での環境基準の達成を目標として掲げています。
- 河川における有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）については、環境基準の達成率は上昇傾向にあります。

- ・ 海域における有機汚濁の代表的な指標であるCOD（化学的酸素要求量）については、環境基準の達成率は、横ばいの状況が継続しています。また、富栄養化の原因物質である全窒素及び全りんについては、環境基準の達成率は上昇傾向にあります。
- ・ 公共用水域のダイオキシン類については、2014年度は全地点で環境基準を達成したものの、その後は横ばいの状況です。
- ・ 浄化槽の2018年度の設置基数は全国2位の約55万基です。このうち、風呂、台所などの生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽は全国一の約33万基設置されています。

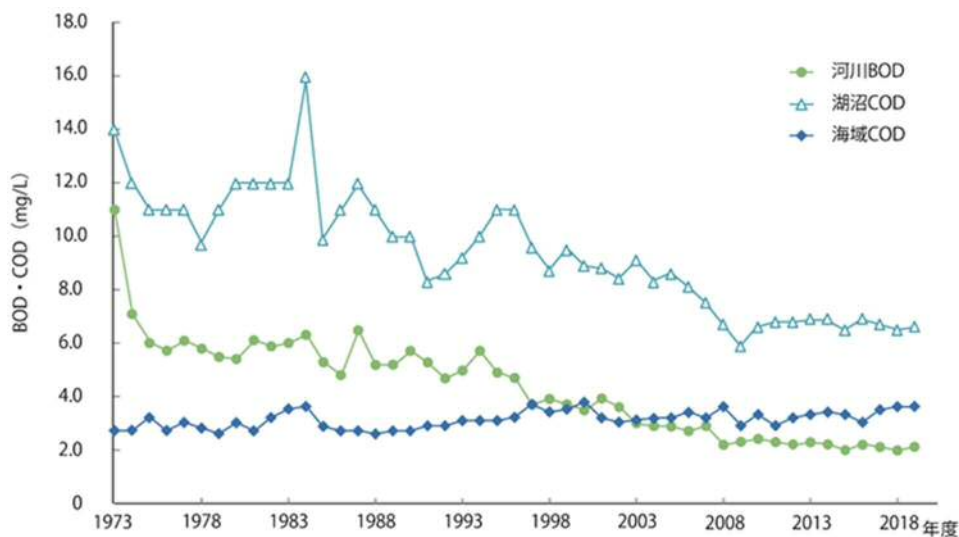
【河川及び海域の環境基準達成率の経年変化】



※ 達成率 (%) = 達成水域数 ÷ 総水域数 × 100

(環境局調べ)

【河川、湖沼、海域におけるBOD又はCODの推移（年間平均値）】



(環境局調べ)

【浄化槽設置基数の推移】

年度	単独処理浄化槽（基）	合併処理浄化槽（基）	計（基）	合併処理浄化槽の比率（%）
2014	381,409	194,196	575,605	33.7
2015	372,934	199,543	572,477	34.9
2016	348,853	202,511	551,364*	36.7
2017	337,885	206,773	544,658	38.0
2018	334,058 (全国1位)	212,132	546,190 (全国2位)	38.8

※2016年度の設置基数の大幅減は浄化槽台帳精度向上業務に伴う整理による

(環境局調べ)

＜第4次愛知県環境基本計画数値目標の達成状況＞

項目			計画策定時 (2012年度)	目標	実施状況					
					2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
環境基準の達成状況	公共水域の水質汚濁	河川のBOD	達成率 98%	全地点での達成	100%	98%	96%	98%	98%	94%
		海域のCOD	達成率 55%		45%	64%	55%	45%	55%	45%
		全窒素	達成率 83%		100%	83%	83%	83%	83%	83%
		全りん	達成率 50%		67%	67%	100%	83%	100%	100%
	ダイオキシン類	公共用水域の水質	達成率 96%		100%	90%	98%	95%	90%	93%

ウ 土壌汚染・地盤沈下

- ・ 土壌汚染対策法に基づく2019年度末の区域指定の状況は、要措置区域が9か所、形質変更時要届出区域が122か所となっています。
- ・ 地下水利用の減少により地下水位は回復し、地盤沈下は概ね沈静化の傾向にあります。

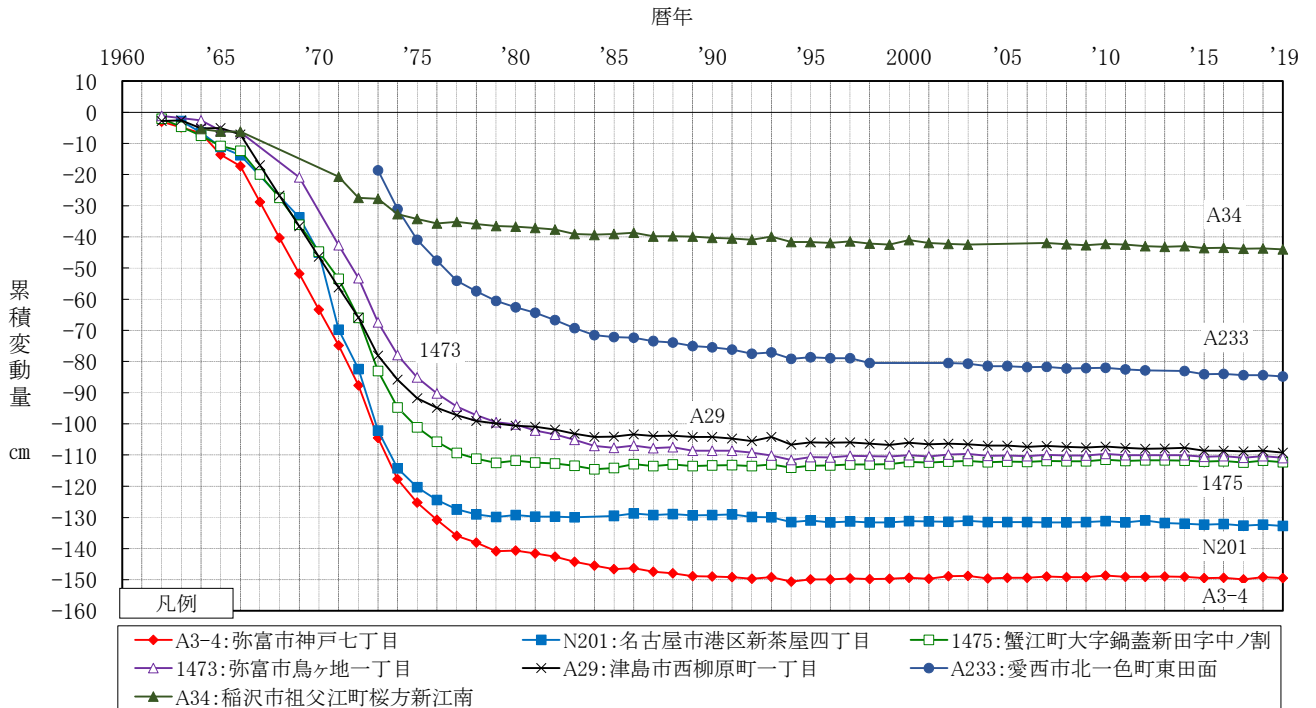
【土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況（2019年度末）】

区分	要措置区域	形質変更時要届出区域
これまでに指定した土地の区域数	37(4)	207(30)
これまでに解除した土地の区域数	28(7)	85(6)
指定されている土地の区域数	9	122

※（ ）内の数字は2019年度に指定又は解除した区域数

(環境局調べ)

【主要な水準点の調査開始からの累積変動状況（尾張・名古屋地域）】



※1 A233は1999年、A34は2004年に移設（移設後3年間はデータに含めない）。

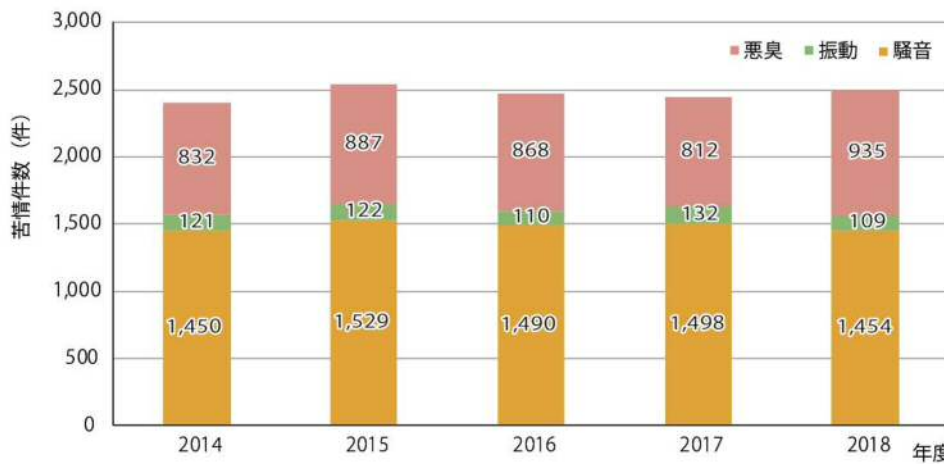
※2 グラフ記載の地点は、累積沈下量が1mを超える水準点上位5点及びその他2地点である。

(環境局調べ)

エ 騒音・振動・悪臭

- 騒音、振動及び悪臭に関する苦情の発生状況は、近年横ばいの傾向にあり、騒音は1,450～1,530件程度、振動は110～130件程度、悪臭は810～930件程度で推移しています。

【騒音、振動及び悪臭に係る苦情件数の経年変化】



(環境局調べ)

【課題】

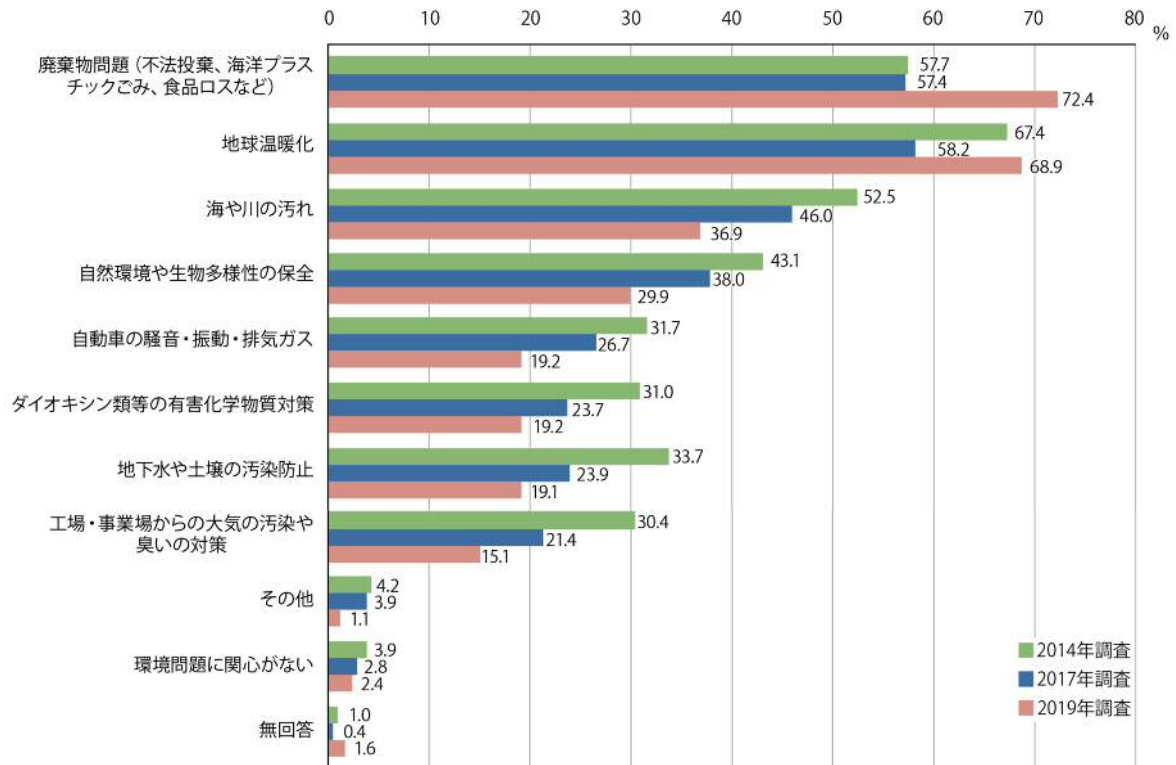
- 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染・地盤沈下、騒音・振動・悪臭などの対策は、環境政策の根幹を成すものであり、着実に推進していく必要があります。

- ・ 特に光化学オキシダントや海域のCODなどの環境基準を達成できていない項目や地域については、環境基準達成に向けて取組を強化する必要があります。また、河川の生活環境の保全に関する環境基準は、水域ごとに類型を指定することにより設定していますが、水質が改善し、環境基準を長期間達成しているものについては、指定した類型（環境基準）の見直しについて検討する必要があります。
- ・ アスベストを含む可能性のある建築物の解体が今後増加すると予想されていることから、アスベストの飛散防止対策を徹底していく必要があります。
- ・ 生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽の設置基数が全国一であり、公共用水域への影響も大きいことから、下水道への接続や合併処理浄化槽への早期転換を促す必要があります。

(5) 行動する人づくり

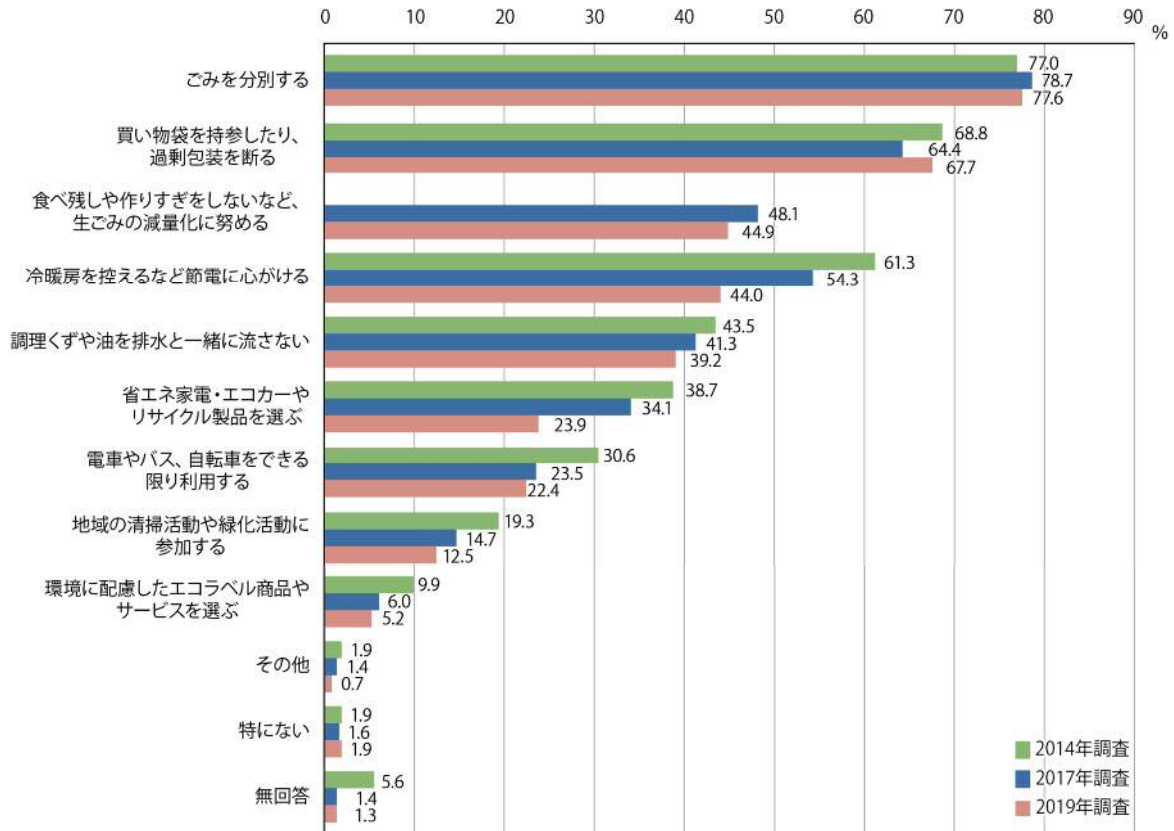
- ・ 関心のある環境問題について、「廃棄物問題」や「地球温暖化」が高まっています。
- ・ 日常生活で行っている環境にやさしい行動について、「ごみを分別する」や「買い物袋を持参したり、過剰包装を断る」が高くなっています。
- ・ 環境学習や環境保全活動への参加状況について、環境学習や環境保全活動に参加したことがある人は62.4%（「参加したことはないが、機会があれば参加したい」、「参加したことがないし、参加したいとも思わない」、「無回答」を除いた割合）となっています。
- ・ SDGsの認知度について、「聞いたことがない」が73.4%を占めています。また、SDGsの内容まで知っている人は、7.7%（「聞いたことがあり、内容もよく知っている」、「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」の合計）にとどまっています。
- ・ 「愛知県環境学習施設等連絡協議会^{あえる}(AELネット)」の加盟施設が行う環境学習の参加者は、近年は年間6万7千人を超えています。
- ・ あいち森と緑づくり事業「環境活動・学習推進事業交付金」の交付対象となった事業の活動等に延べ約64万3千人が参加（2009～2018年度）しています。参加者へのアンケート調査では、9割以上が森と緑の重要性に対する理解が「深まった」と回答しています。

【関心のある環境問題】



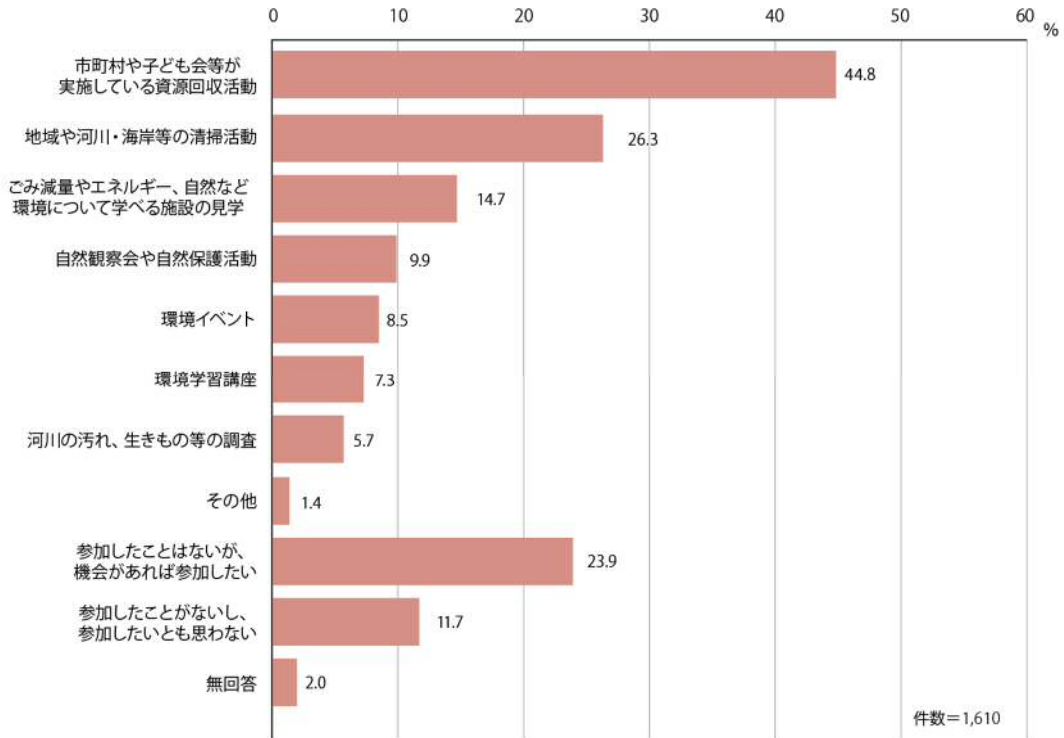
（「2014、2017、2019年度県政世論調査結果」（愛知県）より環境局作成）

【日常生活で行っている環境にやさしい行動】



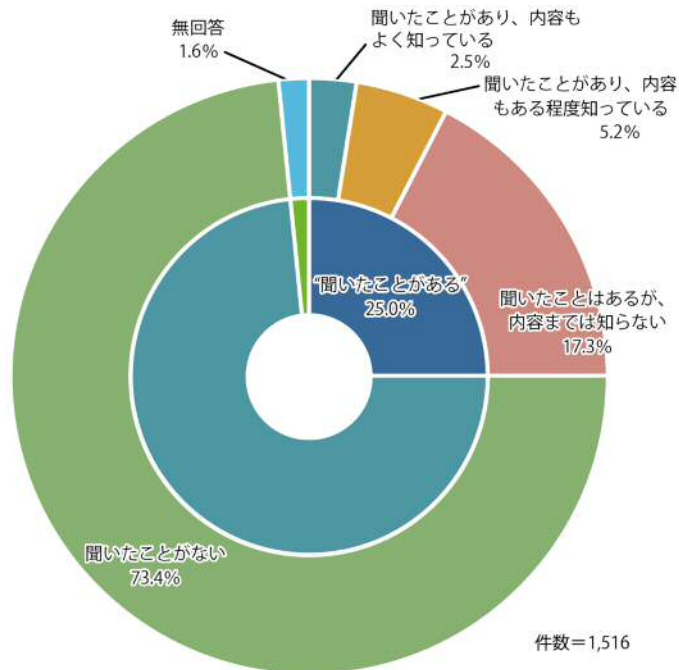
（「2014、2017、2019年度県政世論調査結果」（愛知県）より環境局作成）

【環境学習や環境保全活動への参加状況】



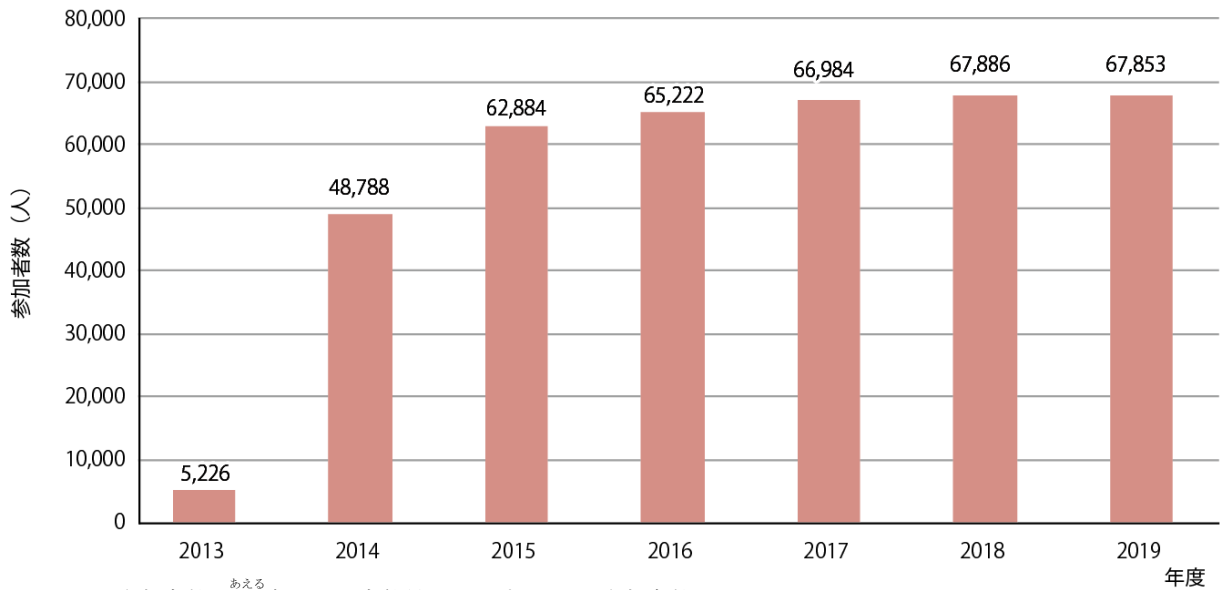
出典：「2016年度第1回県政世論調査結果」（愛知県）

【SDGsの認知度】



出典：「2019年度第1回県政世論調査結果」（愛知県）

【愛知県環境学習施設等連絡協議会（AELネット）の加盟施設が行う環境学習の参加者の推移】



※参加者数：AELネット環境学習スタンプラリーの参加者数

(環境局調べ)

【課題】

- ・ 持続可能な社会を支える「行動する人づくり」をさらに進めていく必要があります。
- ・ 県民の環境学習の機会の増大や様々なニーズへの対応を図っていく必要があります。
- ・ 県の取組について市町村などと連携し、「人づくり」の裾野を広げていく必要があります。
- ・ 県民一人一人がSDGsを理解・認識し、具体的な行動を実践する担い手となるようSDGsの理念を浸透させていく必要があります。

第3章 計画の目標

1 計画の目標

【計画の目標】SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」

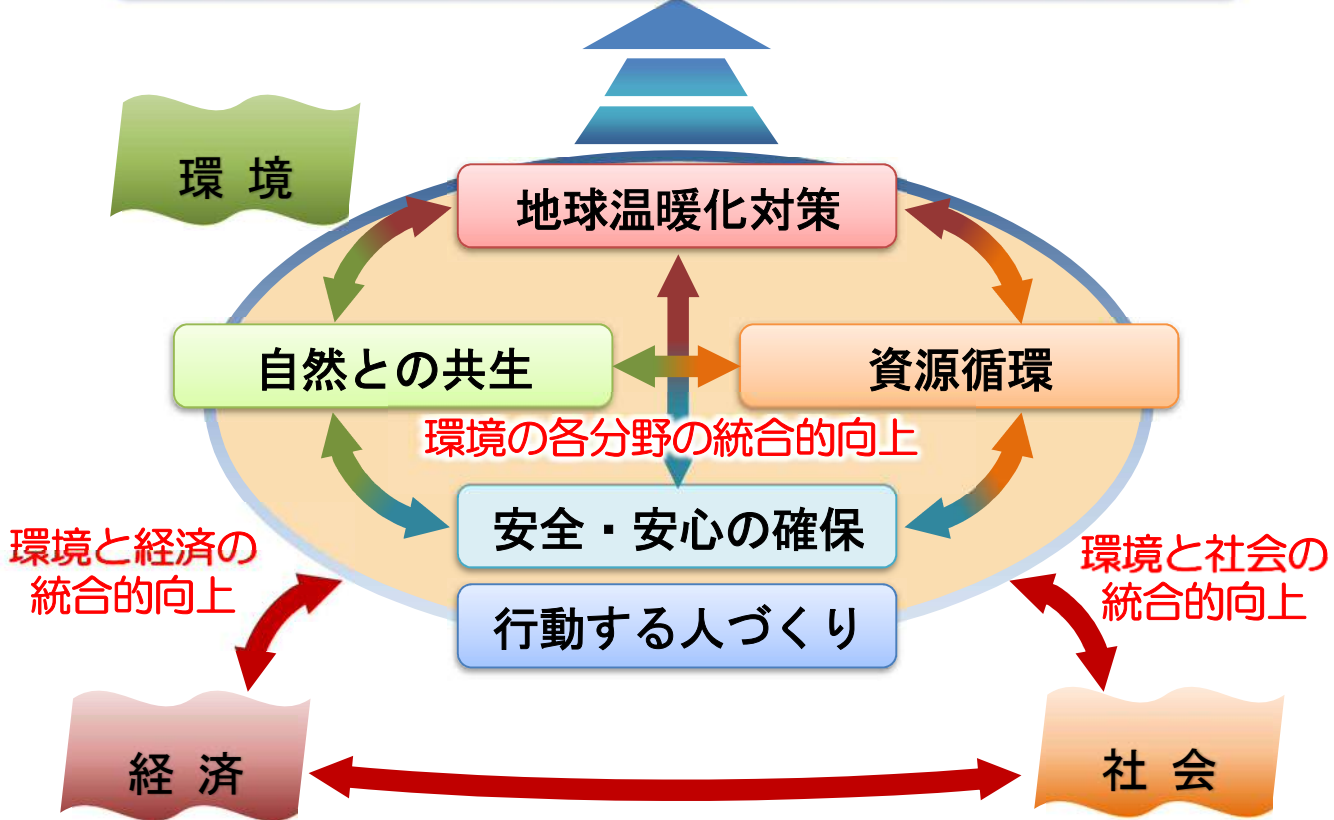
【基本的な考え方】

- ・ 愛知県環境基本条例の前文にある「環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築」は、変わる事のない長期的な目標です。
- ・ 日本一のモノづくり県であるからこそ、環境分野でもトップランナーであるべきという考えが本県のスタンスです。
- ・ 環境面においても、安全・安心の確保はもとより、地球温暖化対策、自然との共生、資源循環を統合的に向上させていくとともに、環境ビジネス振興による経済成長、グリーンインフラの推進によるレジリエンス（防災・減災）の強化などといった経済、社会との融合を図ることで、持続可能な社会づくりの国際目標であるSDGsの達成に大きく貢献する「環境首都あいち」を実現します。
- ・ 環境基本計画では、目指すべき姿に記載のとおり、環境面からのアプローチを主眼とし、「経済と社会」の融合を考慮しつつ、「環境と経済」、「環境と社会」の統合的向上を目指していきます。

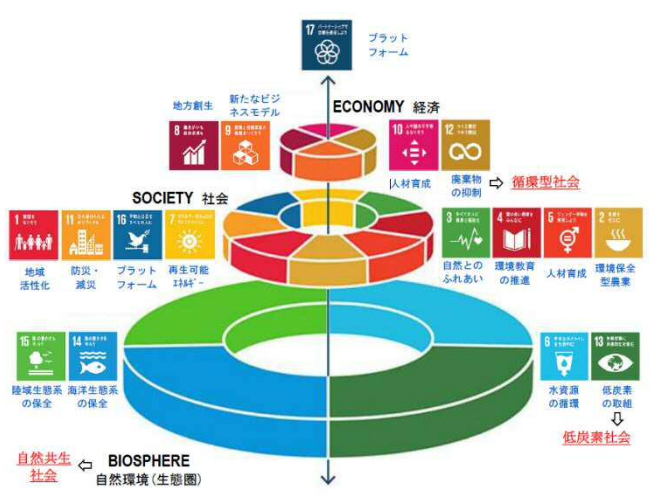
【目指すべき姿】

- 環境の各分野の統合的向上
安全・安心はもとより、地球温暖化対策、自然との共生、資源循環の各分野が連携しながら、統合的な向上が図られており、全ての県民がいつまでも暮らしていきたいと思える、日本一環境にやさしいあいち。
- 環境と経済の統合的向上
工場の生産工程等において省エネ、省資源対策が進んでいるなど経済活動に環境配慮が織り込まれ、環境対応が企業の競争力強化となり市場規模が拡大している。地球規模の環境の危機をしっかりと認識した上で、環境課題の解決と企業の利益を同時実現するという考え方が定着し、気候変動適応ビジネスや資源循環ビジネスといった環境ビジネスやESG投資が拡大するなど、環境と経済成長が好循環しているあいち。
- 環境と社会の統合的向上
県民一人一人がSDGsを認識し、環境に配慮した健康で心豊かなライフスタイルを実践するとともに、多様な主体が連携して環境保全活動に取り組んでいる。また、気候変動により増大する自然災害リスクや感染症リスクも踏まえ、環境負荷の少ないまちづくりを進めるとともに、地域資源を有効に活用し、環境で地域雇用が創出され、農山漁村と都市が交流するなど地域が活性化している魅力あるあいち。

SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」



【参考となるSDGsイメージ図】



SDGsのウェディングケーキ図

資料：ストックホルム・レジリエンス・センターの図に環境省が追記

出典：「森里川海からはじめる地域づくりー地域循環共生圏構築の手引きー Ver2.0」(環境省)

環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



資料：環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」より環境省作成

出典：「平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」(環境省)

2 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方

本計画の実現に向けては、「汚染者負担の原則」に基づく環境保全のための必要な費用の公平な分担や、科学的知見の集積が不足し、原因や影響が十分に把握されていない問題に対する「予防的な取組」の実施といった、従来からの環境施策における基本原則を踏まえつつ、第4次愛知県環境基本計画で掲げた5つの重点的な取組分野（地球温暖化対策、自然との共生、資源循環、安全・安心の確保、行動する人づくり）に引き続き取り組みます。

また、SDGsの達成に向けては、新たな課題に対して的確かつ迅速に対応し、複数の課題の統合的な解決を図るとともに、あらゆる人々の行動を促し、連携・協働を一層進めることが重要です。このことから、以下の4つの考え方を重視し、環境施策を展開します。

複数の課題の統合的解決

SDGsは、17のゴール及び169のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決する重要性が示されております。本計画ではこの考え方を活用し、一見すると両立が困難であり、トレードオフの関係にあると思われる課題を「どちらか」ではなく、Win-Winの発想で「どちらも」を追求することで、特定の施策が複数の異なる課題（経済・社会分野を含む）を統合的に解決するよう施策を展開します。

新たな課題への的確・迅速な対応

気候変動への適応やプラスチックごみ問題、新型コロナウイルス対策など新たな課題に対して、上記「複数の課題の統合的解決」も踏まえ、的確かつ迅速に対応します。

「行動する人づくり」の推進

環境問題は人間の社会経済活動に起因していることから、環境問題を自分事として捉え、県民や事業者が日常生活や事業活動において、意識しなくても環境に配慮した行動ができるよう「人づくり」を進めます。

連携・協働による施策の展開

SDGsを掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、あらゆるステークホルダーが参画する「全員参加型」のパートナーシップの促進を宣言しています。このため、本計画においても、県民、事業者、NPO、行政など多様な主体や世代間が連携・協働した取組や、隣接県との広域連携、国際的な環境協力を進めます。

第4章 環境施策の方向及び指標

SDGsの達成を加速すべく、「地球温暖化対策」、「自然との共生」、「資源循環」、「安全・安心の確保」の各取組分野について、新たな課題への対応も含め取り組むとともに、SDGsを理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進します。

- 各取組分野の施策を着実に進めながら、複数の課題（経済・社会分野を含む）を統合的に解決する施策のうち、特にSDGsの多くのゴールに貢献する重要な施策を重点施策として位置づけ、積極的に推進します。
- 施策の展開による効果を検証するための指標（数値目標）を設定します。

各取組分野の関連性と経済・社会との関わりのイメージ



1 地球温暖化対策

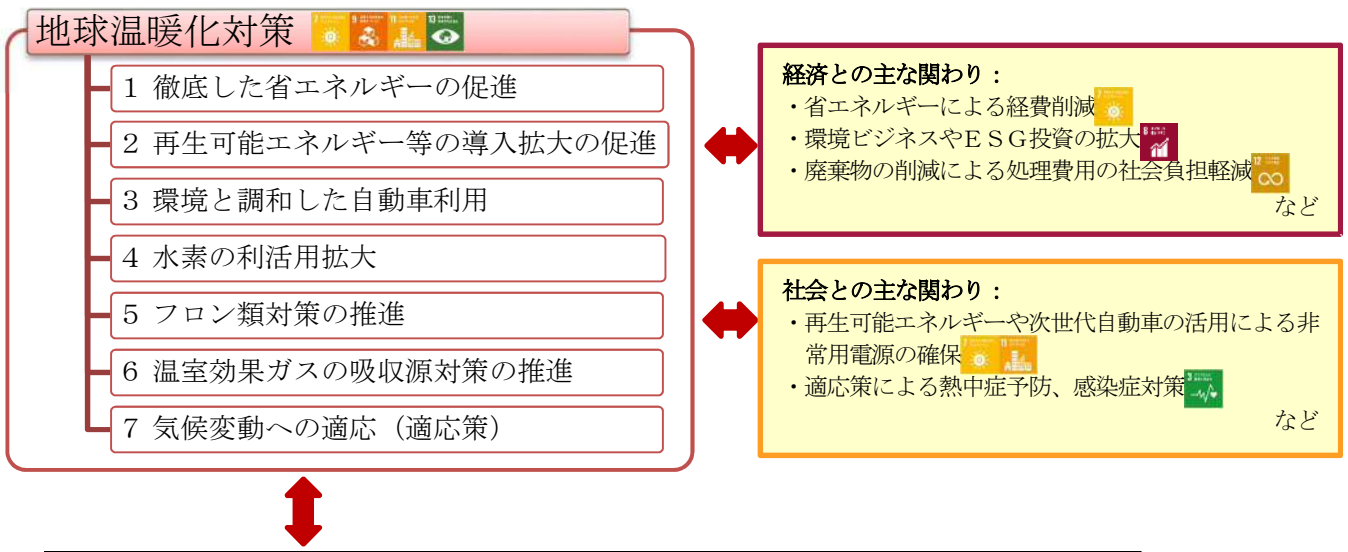
【基本的な考え方】

- ・ 脱炭素社会の実現を見据え、パリ協定や国の2050年カーボンニュートラル宣言など国内外の動向を踏まえた地球温暖化対策に取り組みます。
- ・ 地球温暖化対策計画書制度を活用した事業者の自主的取組や、「あいちCOOL CHOICE」県民運動の展開による県民一人一人のエコライフへの転換などを通じて、徹底した省エネルギーを進め、温室効果ガスの排出量を削減します。
- ・ 全国的に見ても日照時間が長いという本県の地域特性を生かした太陽エネルギーのさらなる活用やバイオマスなどの地域資源の活用など、再生可能エネルギー等の導入拡大を積極的に進めます。
- ・ 本県は自動車産業が基幹産業であり、また、自動車保有台数が日本一でもあることから、自動車からの二酸化炭素排出量を削減するため、CASEなどの技術革新やMa a Sを始めとする新しいモビリティサービスも活用し、環境性能に優れたEV・PHV・FCVを始めとする次世代自動車の普及拡大や、公共交通を利用しやすい環境の整備等を行います。
- ・ 二酸化炭素の大幅な削減が期待される水素社会の実現に向けて、全国に先駆けて制定した「低炭素水素認証制度」を活用し、再生可能エネルギーから製造した水素の利活用を一層進めます。
- ・ 温室効果ガス排出の抑制等を行う「緩和策」だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」を農林水産、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康など各分野において推進します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた経済の再建を行う際は、脱炭素社会への移行を見据えた、環境産業への投資も促進します。

【複数の課題の統合的解決】

- ・ 地球温暖化対策に関する施策を進めることで、気候変動の抑制だけでなく、災害時等の非常用電源の確保、イノベーションの創出、環境ビジネスの拡大、地域雇用の創出、生態系の保全などにもつなげ、複数の課題（経済、社会分野を含む）の統合的解決を目指します。

【地球温暖化対策と他の取組分野、経済・社会との主な関わり】



取組分野	主な関わり
自然との共生 	<ul style="list-style-type: none"> 森林保全による温室効果ガス吸収源の確保 バイオマス由来の発電によるエネルギー創出 太陽光発電や風力発電の設置と自然環境保全の両立 緩和策と適応策による生態系の保全
資源循環 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の減量による焼却時の温室効果ガスの削減 廃棄物由来の発電によるエネルギー創出 太陽光発電の普及と設備廃棄に係る処理体制の構築
安全・安心の確保 	<ul style="list-style-type: none"> フロン類の排出抑制によるオゾン層保護と温室効果ガスの削減 適応策による健全な水循環の維持・回復 太陽光発電や風力発電の設置と生活環境保全の両立
行動する人づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち COOL CHOICE」県民運動の浸透・定着

【施策の方向】

1 徹底した省エネルギーの促進

(1) 環境にやさしいライフスタイルへの変革

県民一人一人の地球温暖化問題に対する意識を高め、ライフスタイルを低環境負荷のものへと転換するため、「あいち COOL CHOICE」県民運動などの普及啓発を推進します。また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、新しい生活様式への変革が求められていますが、AIやIoTも活用しながら、感染症対策と環境にやさしい持続可能なライフスタイルとの両立を目指します。

(主な施策)

- 低炭素型ライフスタイル、製品・サービスの賢い選択を呼びかける「あいち COOL CHOICE」県民運動の推進
- テレワークの導入を促進するための「テレワーク・スクール」の開催や「ワーク・ラ

イフ・バランス普及コンサルタント」の派遣

- ・ 愛知県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した小学校等における「ストップ温暖化教室」の開催や各種イベントにおけるブース出展等の環境学習の実施
- ・ 「あいち省エネ家電サポーター店」登録制度を活用した省エネ情報の提供
- ・ 「いいともあいち運動」による農林水産物の地産地消の推進

(2) 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減

事業活動における工程の改善や高効率・省エネ型設備の導入により省エネ化を進めることは、エネルギーコストが削減され、企業の競争力強化につながることから、省エネ化により地域経済の発展を目指しながら、温室効果ガスの削減を進めます。また、事業者は業種ごとに策定された低炭素社会実行計画に基づく削減目標の達成に向け取組を進めており、本県では事業者の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進するため、愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書制度により、取組の状況等を評価し、評価結果の公表及び必要な助言を行います。

(主な施策)

- ・ 愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書制度の運用
- ・ 「あいち CO₂削減マニフェスト 2030」による事業者の自主的取組の促進
- ・ 「中小企業温暖化対策アドバイザー事業」による省エネ相談の実施

(3) 環境に配慮した建築物の普及

建築物は一度建築されると長期にわたって使用されるため、省エネ性能の高い新築の建築物の普及を図るとともに、既存建築物の省エネ性能の向上を促進します。

(主な施策)

- ・ 「愛知県建築物環境配慮制度」による環境性能に優れた建築物の普及
- ・ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等に基づく適合性判定や認定制度等の運用
- ・ 住宅の省エネルギー性能等を分かりやすく表示する、住宅性能表示制度の普及
- ・ 「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」による環境に配慮した住宅の普及促進
- ・ 「愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所」を活用したZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及啓発

2 再生可能エネルギー等の導入拡大の促進



(1) 再生可能エネルギーや未利用資源・未利用エネルギーの利用促進及び地産地消

全国的に見ても日照時間が長いという本県の地域特性を生かした太陽光エネルギーやバイオマス、小水力といった再生可能エネルギー、地域の未利用資源・未利用エネルギーの利活用を推進するとともに、再生可能エネルギーの地産地消を進めます。また、こうした取組を通じて、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた経済の復興にも寄与します。

(主な施策)

- ・ 「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」による住宅用太陽光発電施設の導入の促進
- ・ 太陽熱利用の情報提供や啓発
- ・ 農業水利施設を活用した小水力等発電施設の導入の促進
- ・ 「愛知県バイオマス活用推進計画」によるバイオマスの利活用の促進
- ・ 「あいち地域循環圏形成プラン」による未利用資源・エネルギーの地域内循環の促進
- ・ 循環型社会形成推進交付金等を活用した廃棄物のエネルギー利用の促進

(2) 環境・新エネルギー分野の産業振興の推進

全国一のモノづくり県である本県は、環境性能に優れた技術や製品を提供することで、県内はもとより国内外の地球温暖化対策に貢献することが強く求められており、環境・新エネルギー分野の技術開発を促進します。また、ESG投資が拡大している現在、環境・新エネルギー分野の技術開発は、新たなビジネスチャンスとなり、環境と経済が調和した活力ある産業社会の構築を目指します。

(主な施策)

- ・ 環境・新エネルギー分野の研究開発、実証実験への補助
- ・ 環境・新エネルギー分野の工場・研究所の新設又は増設への補助
- ・ 先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討、リサイクル施設等の整備への補助
- ・ 「愛知県新エネルギー産業協議会」による研究活動、情報提供
- ・ 県内企業等への「知の拠点あいち」内の実証研究エリアの提供

3 環境と調和した自動車利用



(1) 次世代自動車の普及拡大

愛知県は、自動車の保有台数が全国第1位であり、陸上旅客輸送における自動車への依存率は東京都や大阪府よりも高くなっています。自動車との関係が深い本県において、EV・PHV・FCVといった次世代自動車の普及を促進することで、二酸化炭素の削減、大気汚染の改善を進めるとともに、本県の基幹産業である自動車産業の振興・発展にも貢献します。

(主な施策)

- ・ 「先進環境対応自動車導入促進費補助金」によるEV・PHV・FCVなどの先進環境対応自動車の導入促進
- ・ 県独自の自動車税種別割の課税免除によるEV・PHV・FCVの導入促進
- ・ 「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン（仮称）（2020年度策定予定）」、「愛知県水素ステーション整備・配置計画」による充電インフラ及び水素ステーションの整備促進
- ・ 「あいちEV・PHV普及ネットワーク」、「あいちFCV普及促進協議会」による多様な分野の参加者の連携・協働による次世代自動車の普及促進

(2) 環境負荷の小さい交通・運輸への転換促進

本県においては、一人当たりの二酸化炭素排出量が公共交通機関に比べて大きい自動車の利用率が高くなっています。また、運転に不安を感じる高齢者など交通弱者が安心して移動できる環境を整えていく必要があります。このため、公共交通ネットワークの確保・充実や、県民・事業者に対する普及啓発活動などを通じて、自動車と公共交通のバランスがとれた、環境負荷の小さい交通・運輸への転換を促進していきます。

また、交通流対策を推進するとともに、鉄道駅周辺等のネットワークの拠点においては、地域特性を踏まえつつ、歩いて暮らせる集約型のまちづくりを進めていきます。

(主な施策)

- ・ 「あいち公共交通ビジョン」に基づく公共交通の確保・充実
- ・ 自動車と公共交通や自転車等のかしこく使い分けるライフスタイル「エコ モビリティ ライフ」の普及
- ・ 「自動車エコ事業所認定制度」の普及
- ・ バイパス道路の整備や道路と鉄道の立体交差事業の推進等による交通流対策の推進
- ・ 立地適正化計画制度、中心市街地活性化基本計画制度などを活用した集約型都市構造の構築
- ・ 歩行空間、自転車道の整備

4 水素の利活用拡大



水素エネルギーは利用時の二酸化炭素の排出がなく、地球温暖化対策に大きく貢献する可能性があるエネルギーとして期待されていますが、現在流通している水素のほとんどは、製造時に二酸化炭素が排出されているため、再生可能エネルギーを活用した水素の製造などによる低炭素水素サプライチェーンの事業化を推進し、水素社会の実現を目指します。

(主な施策)

- ・ 「低炭素水素認証制度」に基づく、低炭素水素製造に係る認証、情報発信
- ・ 「あいち低炭素水素サプライチェーン推進会議」による産学行政の協働の推進

5 フロン類対策の推進



オゾン層破壊や地球温暖化といった地球環境に影響を及ぼすフロン類については、フロン含有機器廃棄時のフロン類の回収率の低迷等の課題があることから、機器廃棄時に廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明書（引取証明書）の写しの交付等を義務付けた改正フロン排出抑制法が2020年4月に施行されており、本改正の趣旨も踏まえ、フロン類の適正管理・回収処理による排出抑制やノンフロン製品などの普及を行います。

（主な施策）

- ・ フロン排出抑制法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づくフロン類の適正管理・回収処理
- ・ 愛知県フロン類排出抑制推進協議会との連携による「フロン類排出抑制対策に関する講習会」などの普及啓発

6 温室効果ガスの吸収源対策の推進



大気中の二酸化炭素の吸収・貯蔵対策、さらには生物多様性の保全や水源の涵養、防災対策等として、森林の整備・保全や都市緑化等を進めます。

（主な施策）

- ・ あいち森と緑づくり事業などによる間伐の推進
- ・ 循環型林業推進事業費補助金等を活用した“伐る→使う→植える→育てる”の循環型林業の促進
- ・ 都市部の建築物等の木質化を通じ、県民の森と緑に対する理解を深めるため、多くの県民が利用するPR効果の高い民間施設の木材利用に対する支援
- ・ 公園緑地、道路、屋上、駐車場等の都市緑化の推進

7 気候変動への適応（適応策）



温室効果ガスの排出抑制等の「緩和策」を進めることは大変重要ですが、すでに顕在化しつつある気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応策」の取組を進める必要性が高まっており、気候変動の影響を受ける各分野において、地域の実情に応じ、計画的・効果的に適応策を推進します。

（主な施策）

- ・ 高温耐性を持ち、猛暑の年でも品質の良い米が生産できる高温耐性品種の開発や病害

虫防除体系の確立

- ・ 高水温に適応したノリ種苗の開発
- ・ 「外来種捕獲手法マニュアル」や「愛知県移入種対策ハンドブック」などによる地域における外来種の防除
- ・ 農業用排水機場やため池等の農業水利施設の防災・減災対策と適正な保全・管理の推進
- ・ 河川、海岸、港湾、砂防等の施設強化及び「流域治水」への転換推進
- ・ 熱中症予防のための普及啓発
- ・ 再生可能エネルギーや蓄電池、廃棄物発電等の導入促進による自立的な電源の確保
- ・ 「愛知県気候変動適応センター」による情報提供

【進捗管理指標】

項目	現状	目標 ^{※1}
温室効果ガス総排出量の削減率	2013年度比 ^{※2} で1.0%削減 (2017年度)	2013年度比 ^{※2} で26%削減 (2030年度)
家庭（世帯当たり）における年間エネルギー消費量	27.1GJ(2017年度)	21.5GJ(2030年度)
業務部門（延べ床面積当たり）の年間エネルギー消費量	0.28GJ(2017年度)	0.21GJ(2030年度)
自動車（一台当たり）の年間化石燃料消費量	1.01kL(2017年度)	0.71kL(2030年度)
総合的な環境性能に配慮した住宅・建築物（S,Aランク）の建築件数の累計	921件(2019年度)	1,400件(2025年度)

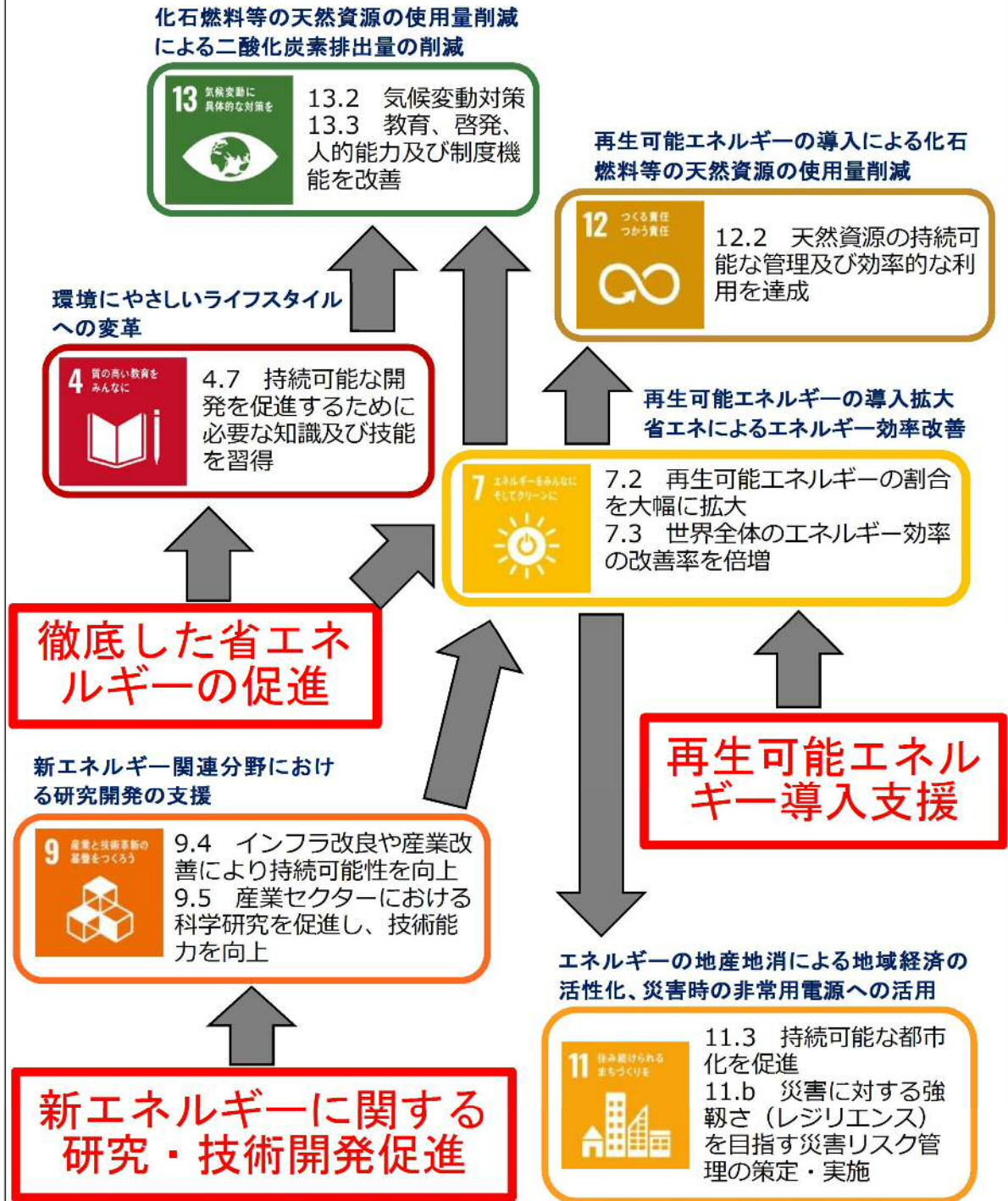
※1 国の2050年カーボンニュートラル宣言による動向を踏まえ、見直しを検討

※2 2013年度温室効果ガス総排出量 8,238万t-CO₂

【重点施策①】

再生可能エネルギーの導入拡大・徹底した省エネルギーの促進と環境産業の振興

再生可能エネルギーの導入支援及び新エネルギーに関する研究・技術開発の促進、環境にやさしいライフスタイルへの変革や高効率な設備・機器の導入による徹底した省エネルギーの促進を行うことで、化石燃料の使用量が削減され、気候変動対策となります。また、観光産業の振興、エネルギーの地産地消による地域経済の活性化、さらには災害時の非常用電源への確保にもつながります。

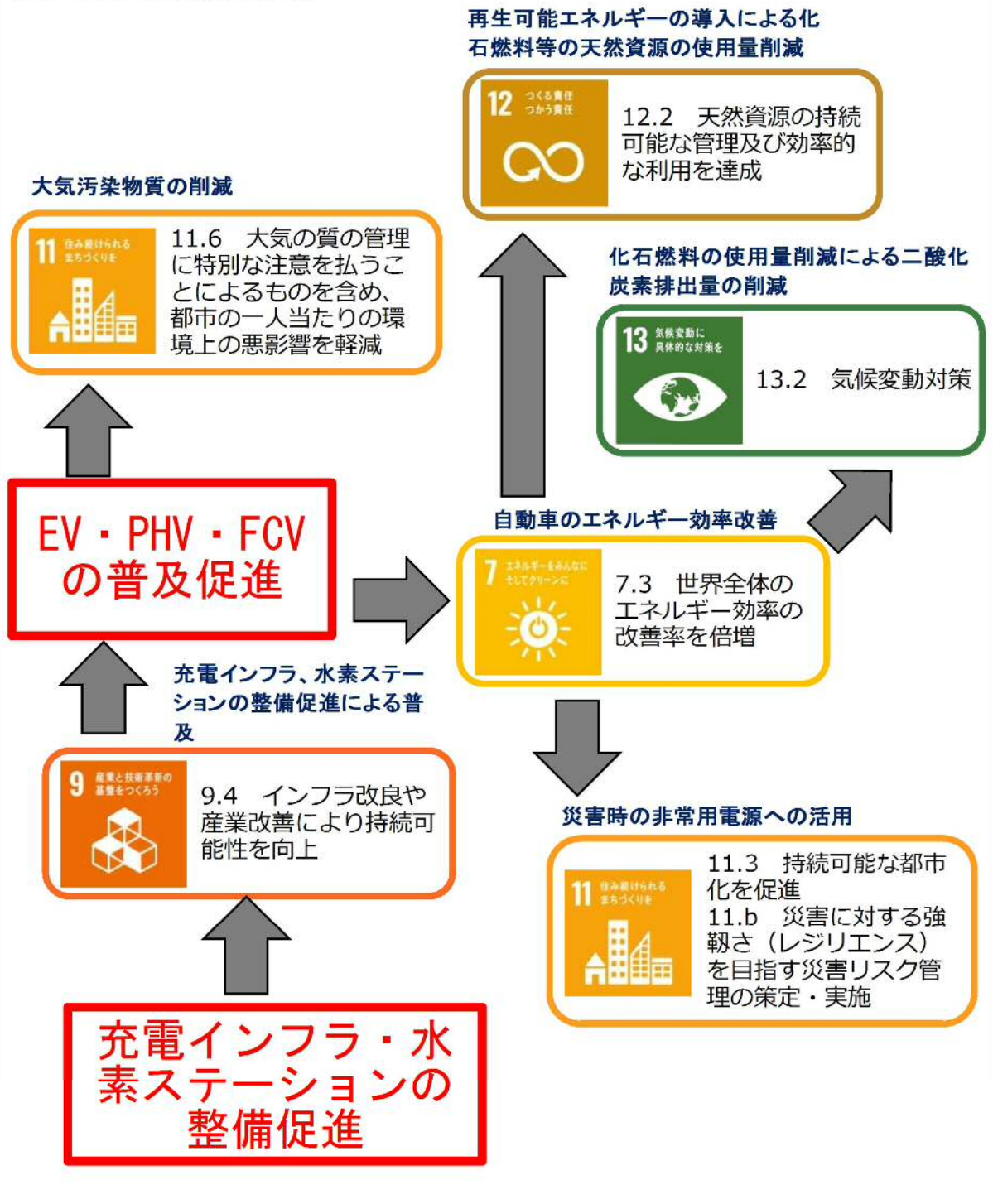


※枠の中には、該当するSDGsのゴールとターゲットを表す。

【重点施策②】

次世代自動車の普及拡大

先進環境対応自動車導入促進費補助制度、充電インフラ及び水素ステーションの整備促進により、EV・PHV・FCVなどの次世代自動車の導入を促進することで、自動車からの二酸化炭素排出量の削減や大気汚染の改善を図ります。また、EV・PHV・FCVを災害時の非常用電源として活用することにより、レジリエントなまちづくりにも貢献します。



※枠の中は、該当するSDGsのゴールとターゲットを表す。

2 自然との共生

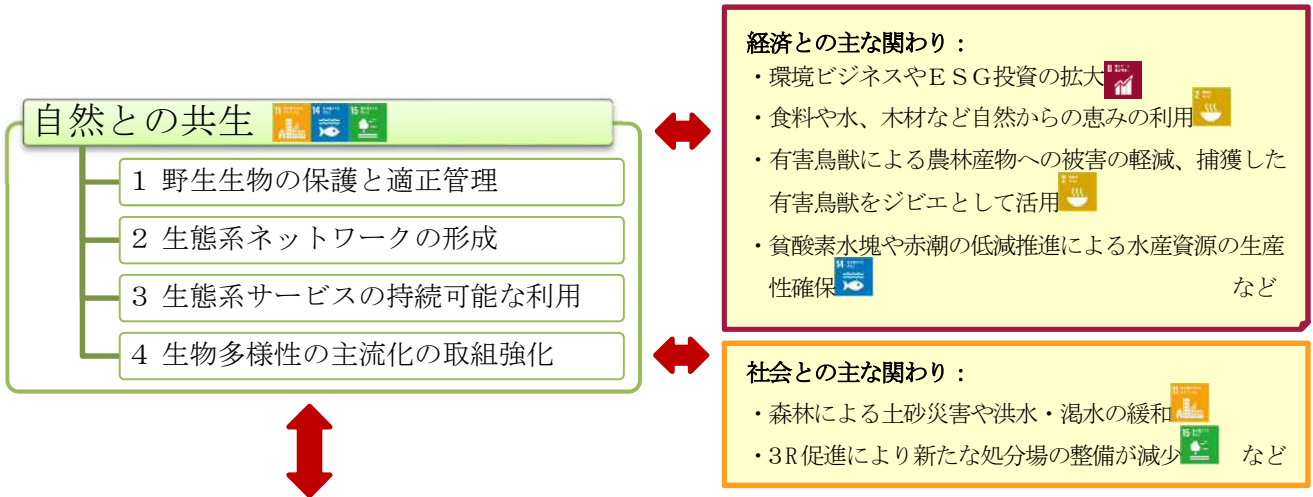
【基本的な考え方】

- ・ 「人と自然が共生するあいち」の実現に向け、あらゆる主体の連携により、生物多様性の損失を止め、その回復を目指します。
- ・ 本県の豊かな自然を損なうことなく次世代に引き継ぐため、優れた自然環境を有する地域の保全や絶滅危惧種の保護を進めるとともに、ヒアリやヒガタアシなど新たな侵略的外来種の早期発見、早期防除に取り組むなど、侵略的外来種による生態系への影響を抑制します。
- ・ また、個体数の増加により生態系や農林業に深刻な被害を与えているニホンジカ、イノシシなど有害鳥獣の対策を強化します。
- ・ 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催県として、愛知目標の達成に向けて取り組んできた「生態系ネットワーク」と「あいちミティゲーション」からなる「あいち方式」をさらに発展・確立し、企業、NPO、学生等の協働による様々な自然環境保全活動を促進します。
- ・ 本県は、全国有数の農業県であるとともに、伊勢湾・三河湾では沿岸漁業が盛んであることから、環境保全型農業や水産資源の保護など生態系サービスの持続可能な利用を行うとともに、農林水産業の有する環境の保全や災害の防止、水源涵養といった多面的機能を発揮させる取組を進めます。
- ・ 日常生活や社会経済活動に「生物多様性の保全や持続可能な利用」が基本的な考え方として組み込まれる「生物多様性の主流化」を浸透させる取組を進めます。また、生物多様性保全に先進的に取り組む世界の州・県レベルの広域自治体との連携や、本県等が国内自治体に呼びかけ設立した「生物多様性自治体ネットワーク」などの取組を通じて、国内外に向けて発信、貢献していきます。

【複数の課題の統合的解決】

- ・ 自然との共生に関する施策を進めることで、温室効果ガスの吸収源確保、ヒートアイランド現象の緩和、農産物被害の軽減、移住者や交流人口の増加、土砂災害や洪水・渇水の緩和、健康増進などにもつなげ、複数の課題（経済、社会分野を含む）の統合的解決を目指します。

【自然との共生と他の取組分野、経済・社会との主な関わり】



取組分野	主な関わり
 地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> 森林保全による温室効果ガス吸収源の確保 バイオマス由来の発電によるエネルギー創出 太陽光発電や風力発電の設置と自然環境保全の両立 緩和策と適応策による生態系の保全
 資源循環	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルによる天然資源の使用量削減 プラスチックごみの適正処理による海洋生物の保護 間伐による森林資源の活用
 安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> 樹木による大気浄化、湿地や干潟・浅場による水質浄化 海域の水質改善と豊かな海につながる栄養塩確保 化学物質による汚染のない生物の生息・生育空間の確保
 行動する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 自然への親しみ、自然体験 生態系ネットワーク協議会やユースを核とした連携促進

【施策の方向】

1 野生生物の保護と適正管理

(1) 生物の生息・生育空間の保全・再生

重要な生物生息地は一度失われると再生が難しいため、法や条例に基づく指定等により確実に保全します。また、自然豊かな場所だけでなく、都市内やその近郊など、様々な場所での生物の生息・生育空間の保全と再生を進めます。

(主な施策)

- ・ 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく自然環境保全地域の指定
- ・ 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区の指定
- ・ 河川が本来有している自然を保全、創出する「多自然川づくり」、干潟・浅場の造成等の水辺環境の整備、生物の生息・生育空間を公園緑地として整備・保全
- ・ 学校や公共施設、事業所等において、地域の自然を踏まえたビオトープの創出
- ・ 放置された里山林の整備

(2) 希少野生生物の保護

希少野生生物が危機に瀕している原因は様々であり、それぞれの原因に応じて保護対策を行います。

(主な施策)

- ・ 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく「指定希少野生動植物種」及び「生息地等保護区」の指定
- ・ 生息域外保全協定等による動物園や水族館、植物園での生息域外保全の取組推進
- ・ 希少野生生物の情報を調査・整理した「レッドデータブックあいち」及び「レッドリストあいち」の定期的な見直し
- ・ 環境影響評価法や愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度の的確な運用

(3) 外来種対策の強化

本県に本来は生息・生育していない外来種が野生化して定着し、生態系への影響や、農林水産業や生活環境への被害をもたらす問題が顕在化してきており、外来種対策を強化します。

(主な施策)

- ・ 生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある外来種の放逐・植栽・播種の防止のための「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく公表
- ・ 外来生物法で指定されている特定外来生物や「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく公表種について、市町村や事業者等と連携した駆除の推進
- ・ 公共工事における在来種の植栽、吹き付けの推進
- ・ 外来種の生息・生育状況や生態系に及ぼす影響などの調査
- ・ 外来種の情報を調査・整理した「ブルーデータブックあいち」の定期的な見直し

(4) 野生鳥獣の保護・管理

絶滅が危惧されている種がある一方で、人の生活環境や農林水産業及び生態系に悪影響を及ぼしている種もあり、こうした種については、生息環境の管理や個体数の調整、被害防除などを組み合わせた総合的な対策を実施します。

(主な施策)

- ・ 農作物などに被害を及ぼすイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ニホンカモシカの4種について、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、個体数調整などにより適切な管理
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲強化
- ・ 豚熱ウイルスの拡散防止のための野生イノシシへの豚熱経口ワクチン散布
- ・ 「第二種特定鳥獣管理計画」を策定している4種の獣類や特定の鳥類についての生息状況調査

2 生態系ネットワークの形成



(1) 生態系ネットワークの形成

生物多様性の保全には、点在する自然をネットワーク化した生態系ネットワークの形成が重要であり、地域の自然や社会の特性に応じた生態系ネットワークの形成を進めます。

(主な施策)

- ・ 地域ごとに多様な主体が共通の目標を設定し、参加・協働する「生態系ネットワーク協議会」の支援
- ・ 簡単なチェックで効果的な取組を実現するツール「生態系ネットワークチェックリスト」や、生態系ネットワーク形成のポイントや方法などをまとめた「自然環境の保全と再生のガイドライン」の活用の推進
- ・ 県内の生物多様性の指標となる生き物等の生息・生育状況をモニタリングする「県民参加型生物多様性モニタリング」の推進
- ・ 生態系ネットワーク形成の基礎資料となる生物の全種リスト及び指標性の高い種の情報を調査・整理した「グリーンデータブックあいち」の定期的な見直し
- ・ 県内市町村の生物多様性地域戦略の策定支援
- ・ 地域在来種の苗木の育成や供給体制の構築による地域在来種を用いたビオトープの整備や緑化の推進

(2) あいちミティゲーションの推進

土地の開発における自然への影響を回避、最小化、代償することにより、自然の保全・再生を促す「あいちミティゲーション」を推進し、土地利用の転換や開発といった産業活動と、生物多様性の保全との両立を進めます。

(主な施策)

- ・ 土地の開発行為の際に、失われる自然や、保全・再生する自然を、簡易な方法で定量化する「あいちミティゲーション定量評価手法」の活用推進
- ・ 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく「大規模行為届出制度」による緑地の生物の生息・生育空間の確保
- ・ 「あいちミティゲーション」の基本的な考え方や、各主体の取組における反映方法、定量評価手法の活用方法をまとめた「自然環境の保全と再生のガイドライン」の活用の推進

3 生態系サービスの持続可能な利用



(1) 農林水産業における持続可能な利用

農林水産業は、多くの生物の生息・生育環境との関わりが深く、生物多様性の保全に重要な役割を果たしています。一方、農作物や家畜等は、野生生物を品種改良したものであるため、農林水産業の持続可能な発展には、生物多様性を保全し、多様な遺伝資源を維持していくことが大変重要です。このため、農林水産業においては、これまで以上に生物多様性を重視する必要がある、生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用の取組を進めます。

(主な施策)

- ・ 環境保全型農業直接支払交付金、適正な施肥、I P M（総合的病害虫・雑草管理）技術の導入などによる環境保全型農業の推進
- ・ G A P（農業生産工程管理）の導入促進による、環境にやさしく安全な農産物を生産する農業者の増加
- ・ 中山間地域等直接支払制度等の活用による耕作放棄地の発生抑制と再生の推進
- ・ 多面的機能支払制度を活用した農地等の保全活動の支援
- ・ 水産多面的機能を発揮させるため干潟・藻場や河川の保全活動の支援
- ・ 生物多様性の保全や環境に配慮したため池や用排水路などの農業水利施設の整備
- ・ 農作物や家畜の品種の保存による遺伝子の多様性の維持
- ・ 農業生産に由来する使用済みプラスチックの組織的回収と適正処理、排出抑制の推進
- ・ 食品循環資源の飼料としての利用実態の確認と普及の推進
- ・ 循環型林業推進事業費補助金等を活用した“伐る・使う→植える→育てる”の循環型林業の促進
- ・ 水産資源の適切な利用を図るための漁獲可能量制度や資源管理型漁業の推進

(2) 企業活動における持続可能な利用

企業は事業活動や事業活動が生み出す技術、製品、サービス等を通じて、国内外の生物多様性の保全や持続可能な利用に関わりがあります。また、E S G投資が拡大している現在、事業活動を持続的、発展的に行うためには、生物多様性の保全と持続可能な利用の取組をより一層進める必要があります、こうした企業の取組を促進します。

(主な施策)

- ・ N P Oと企業とのマッチングや生態系ネットワーク協議会等を通じて、企業による生物多様性に関する取組の促進
- ・ 生物多様性に係る事業活動に関する基礎的な情報や自然資本の考え方などをとりまとめた「生物多様性民間参画ガイドライン」（2017年、環境省）の活用の促進
- ・ 企業の化学物質の適正管理に向けた、化学物質の管理及び排出状況に関する情報提供の促進

- ・ 森林の整備・保全などにより社会貢献活動を行う場として県有林等を提供する「企業の森づくり」や「海上の森との企業連携プロジェクト」の推進

(3) 都市と農山漁村の交流

都市の暮らしは、食料、水、木材といった物質やエネルギーの多くを地域外から得ており、農山漁村からの農林水産品や自然の恵み等によって支えられています。そのため、地域資源を活用して都市と農山漁村の交流を進めることで、地域の活性化とともに、生態系サービスの持続的な利用を追求します。

(主な施策)

- ・ 中山間地域等において、集落における農用地と集落の将来像の明確化した集落戦略の策定の支援
- ・ 農山漁村の魅力ある資源の発掘とPR及び農泊や日帰り型によるグリーンツーリズムの推進
- ・ 産地直売施設を核とした都市農村交流や地産地消の推進
- ・ 捕獲したイノシシやニホンジカの肉を地域資源（愛知産ジビエ）として利用する取組の推進
- ・ 中山間地域の活性化に取り組む「ふるさと・水と土指導員」の育成と活動支援
- ・ 「あいちの山里で暮らそうチャレンジ隊」や「愛知県交流居住センター」などによる三河山間地域の集落支援

4 生物多様性の主流化の取組強化



(1) 生物多様性の価値の共有

生物多様性の主流化を実現するためには、様々な世代や多様な主体に属するすべての人が生物多様性の価値を共有する必要があるため、生物多様性に関する環境学習や調査研究を推進します。

(主な施策)

- ・ 「あいち環境学習プラザ」、「もりの^{まなびや}学舎」、「あいち海上の森センター」、「弥富野鳥園」や「いらごさららパーク」などにおいて、施設の特徴を生かした生物多様性に関する環境学習の実施
- ・ 県内の生物多様性の指標となる生き物等の生息・生育状況をモニタリングする「県民参加型生物多様性モニタリング」の推進
- ・ 自然環境保全地域をはじめとする生物の生息・生育空間として重要な地域の自然環境の継続的な調査
- ・ 「レッドデータブックあいち」、「レッドリストあいち」、「ブルーデータブックあいち」

及び「グリーンデータブックあいち」の定期的な見直し

(2) 多様な主体の参加と協働

生物多様性保全に向けた県民、事業者、NPOなどの多様な主体の自主的な行動の輪を広げ大きな活動として社会全体に浸透させていくため、多様な主体の協働を進めていきます。

(主な施策)

- ・ 多様な主体が参加・協働する「生態系ネットワーク協議会」や「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」といったプラットフォームの運営
- ・ 生物多様性の保全に向け、ユース世代を中心として様々な主体・世代が連携して取り組む「生物多様性あいち学生プロジェクト」の推進や、様々な主体・世代が交流し、今後の取組を検討するフォーラムの開催

(3) 国内外への成果発信、貢献

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催地として、これまでの取組の成果を国内外に発信し、様々な主体との知見の共有、協力関係を形成することで自然と共生する社会の実現に貢献します。

(主な施策)

- ・ 生物多様性保全に先進的に取り組む世界の州・県レベルの広域自治体と連携した発信、二国間協定による生物多様性保全に関する交流による取組推進
- ・ 本県等が国内自治体に呼びかけ、設立した「生物多様性自治体ネットワーク」による情報発信

【進捗管理指標】

項目	現状	目標
野生生物の絶滅回避	既に絶滅した動植物種 動物：32種、植物：50種 (2019年度)	県内野生絶滅種の新規発生ゼロ (2030年度)
外来種の定着防止	県内で初期確認段階の特定外来生物(7種) (ヒアリはじめ外来アリ4種(※)、クビ アカツヤカミキリ、カミツキガメ、ヒガタ アシ)	特定外来生物(左記7種)の定 着阻止(2030年度)
生態系ネットワーク協議会へ の参加団体数	284団体(2020年度)	350団体(2030年度)
県民の「生物多様性」という 言葉の意味の認識状況	51.2%(2020年度)	75%(2030年度)
農地の保全活動面積	35,584ha(2019年度)	毎年31,800ha(2025年度)
森林の保全活動面積	204ha(2019年度)	毎年200ha(2025年度)
漁場の保全活動面積	5,290ha(2019年度)	毎年5,200ha(2025年度)

※ヒアリ、アカカミアリ、ハヤトゲフシアリ、アルゼンチンアリ

【重点施策③】



※枠の中は、該当するSDGsのゴールとターゲットを表す。

3 資源循環

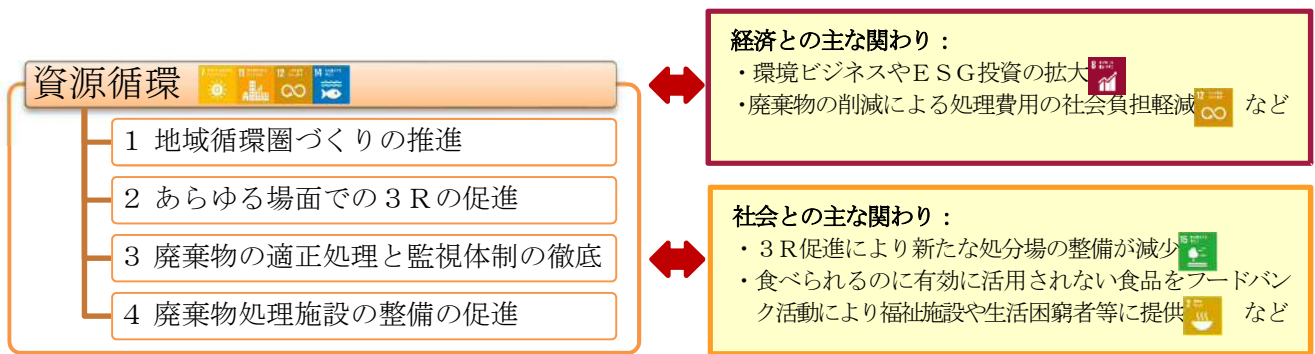
【基本的な考え方】

- ・ 本県は、製造品出荷額等が41年連続日本一のモノづくり県であり、企業の事業活動等による資源投入も多いことから、他の地域にも増して資源循環に取り組みます。
- ・ 未利用資源・エネルギーの有効活用やリサイクルを通じて、資源の地域内の循環はもとより、各地域の特長を併せ持つ、より広域的な循環にもつなげていく重層的な「循環の環」を構築する「地域循環圏」の実現に向け事業モデルを具体化し、県内各地に展開していきます。その際、経済活動におけるあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化し経済成長を目指す、循環経済（サーキュラー・エコノミー）の考え方を取り入れて推進します。
- ・ 産学官の協働拠点である「あいち資源循環推進センター」を核として、循環ビジネスの発掘、事業化から円滑な事業継続まで一貫して支援する本県独自の取組を進めます。
- ・ 世界的な問題となっているプラスチックごみ問題（海洋プラスチックごみ問題、外国政府による使用済みプラスチックの輸入規制）について、ごみゼロ社会推進あいち県民会議が行った「あいちプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、「ポイ捨ての防止」、「3Rプラス1（リデュース、リユース、リサイクル＋リフューズ）の徹底」、「プラスチック代替製品の提供や利用」など消費者、事業者、行政が協働し、地域をあげた取組を促進します。
- ・ 大量に排出されている食品廃棄物の発生抑制を一層進めます。また、食品ロス（まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品）の削減を進めます。
- ・ 排出事業者責任の徹底のもと、廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止や早期対応による環境汚染の拡大防止を図ります。

【複数の課題の統合的解決】

- ・ 資源循環に関する施策を進めることで、環境ビジネスの拡大、天然資源の使用量や温室効果ガスの削減、海洋生物の保護、貧困対策などにもつなげ、複数の課題（経済、社会分野を含む）の統合的解決を目指します。

【資源循環と他の取組分野、経済・社会との主な関わり】



取組分野	主な関わり
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量による焼却時の温室効果ガスの削減 ・廃棄物由来の発電によるエネルギー創出 ・太陽光発電の普及と設備廃棄に係る処理体制の構築
自然との共生	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルによる天然資源の使用量削減 ・プラスチックごみの適正処理による海洋生物の保護 ・間伐による森林資源の活用
安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の削減により、処理に伴う環境負荷低減 ・廃棄物の不適正処理撲滅による環境汚染の防止
行動する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・あいちプラスチックごみゼロ宣言の普及・実践 ・3010運動の普及・実践

【施策の方向】

1 地域循環圏づくりの推進



(1) 地域循環圏の具体化

本県は、大都市圏にありながら、自動車産業を中心とした厚い産業集積や、全国有数の農業基盤、豊かな森林資源を有するなど、都市、産業、農業、自然がバランスよく調和しており、資源循環という面で非常に高いポテンシャルがあります。こうした地域のポテンシャルを生かして、循環経済（サーキュラー・エコノミー）の考え方も踏まえながら、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、困難なものは広域的な資源循環を先導する事業モデルの具体化、展開を進めます。

(主な施策)

- ・ 「地域循環圏づくり推進チーム」などによる広域的な資源循環モデルの具体化・展開

(2) 循環ビジネスの創出・活性化

環境・社会問題の解決と経済成長の同時達成を目指して、「あいち資源循環推進センター」を拠点に、地域循環圏づくりに資するような先導的な循環ビジネスの発掘・創出から事業化、活性化までを循環経済（サーキュラー・エコノミー）の考え方を踏まえながら、総合

的に支援します。

(主な施策)

- ・ 「あいち資源循環推進センター」に配置する環境技術や循環ビジネスの豊富な知識・経験を持つ「循環ビジネス創出コーディネーター」による支援
- ・ 先進的な循環ビジネスの発掘・創出を支援するため、事業者と連携・協力した「循環ビジネス創出会議」の開催
- ・ 「循環型社会形成推進事業費補助金」による先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討、リサイクル施設等の整備への補助
- ・ 資源循環や環境負荷の低減を目的とした、先駆的で効果的な技術・事業、活動・教育の取組を表彰する「愛知環境賞」の実施
- ・ メッセナゴヤを始めとする大型イベント等を活用した先導的・効果的な循環ビジネス事例の発信



2 あらゆる場面での3Rの促進

(1) 県民や事業者が行う自主的な3Rの取組の促進

製造、流通、使用、廃棄のあらゆる場面での県民や事業者の自主的な3Rの取組を促進します。また、リサイクルを行う際は、より付加価値の高い再生材へのリサイクルを促進します。

(主な施策)

- ・ 「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を踏まえ、消費者、事業者、行政の協働によるプラスチックごみ削減に向けた取組の促進
- ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「食品ロス削減推進計画」の策定・推進
- ・ ごみゼロ社会あいち県民会議が開催する県民大会等を通じた普及啓発
- ・ 多量排出事業者による「産業廃棄物処理計画」の策定、報告、公表
- ・ 産業廃棄物税による事業者の廃棄物の発生抑制、減量化、資源化の促進
- ・ 公共事業でリサイクル資材を率先利用することで事業者の取組も促進する「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」の運用
- ・ リサイクル社会の構築に向けた普及啓発により、製造業におけるリサイクルを促進

(2) 市町村の取組支援

資源循環の分野は、市町村の果たす役割が特に大きいため、市町村の取組を積極的に支援します。

(主な施策)

- ・ 一般廃棄物処理事業実態調査による市町村ごとの3Rの取組状況の把握・公表

- ・ 循環型社会形成推進交付金等を活用したリサイクル施設の整備の促進
- ・ ごみの排出抑制に向けたごみ処理の有料化の検討の促進
- ・ 地域環境保全対策費補助金を活用した海岸漂着物等の回収・処理の促進



3 廃棄物の適正処理と監視指導の徹底

(1) 廃棄物の適正処理の指導

廃棄物については、まずは発生を抑制することが重要ですが、どうしても発生するものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環利用し、それでも発生するものは確実に最終処分を行うように、適正処理を指導します。

(主な施策)

- ・ 排出事業者及び廃棄物処理業者に対する立入調査等の実施
- ・ 優良産廃処理業者認定制度を活用した優良な産業廃棄物処理業者の育成
- ・ 再生資源活用審査制度によるリサイクル製品の環境安全性の審査
- ・ 産業廃棄物処理の透明性を図り、適正な管理を進めるための電子マニフェストの普及拡大

(2) 不適正処理の未然防止

本県では、2016年には食品製造業者から処理委託を受けた廃棄物を産業廃棄物処理業者が食品として転売するという事案が判明し、2019年には国内最大級の食品リサイクルを行っている廃棄物処理業者が汚水を不正に海へ排出するという事案が判明するなど、不適正処理が後を絶ちません。そのため、不適正処理の未然防止を進めます。

(主な施策)

- ・ 「不法投棄等監視特別機動班」が中心となり、タブレット端末も活用した定期的・計画的な監視パトロールの実施
- ・ 廃棄物処理に関わる庁内各局、市町村、地域環境保全委員、協定に基づく民間業者との連携を密にすることによる監視の強化
- ・ 産業廃棄物処理業者をウェブサイトの地図上に掲載することによる「見える化」の推進
- ・ 不適正処理の早期発見・対応による環境汚染の拡大防止



4 廃棄物処理施設の整備の促進

(1) 地域環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進

循環型社会の形成、廃棄物の適正処理のためには、廃棄物処理施設の整備は必要不可欠であり、地域環境に配慮した廃棄物処理施設の整備を促進します。

(主な施策)

- ・ 市町村等の一般廃棄物処理施設は、循環型社会形成推進交付金等を活用しつつ、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（仮称）」（2021 年度策定予定）及び市町村の「一般廃棄物処理計画」による整備の促進
- ・ 産業廃棄物処理施設は、排出事業者の処理責任の徹底のもと、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づく立地基準等を遵守した整備の推進
- ・ 廃棄物処理施設の設置者に対する、地域住民への説明会や自主的な情報公開の指導

（2）広域的な最終処分場の整備

本県の廃棄物の最終処分量は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに減少傾向にあり、今後もより一層の削減を進めますが、県民の生活や産業活動を支える上で、安定的な最終処分場の確保が必要です。最終処分場の整備には、長期間必要であり、適地も少なく、民間事業者のみによる最終処分場の整備は困難な状況にあることから、計画的かつ広域的な最終処分場の整備を進めます。

（主な施策）

- ・ 排出事業者の処理責任の原則のもと、公共関与による信頼性の高い広域的な最終処分場の整備

【進捗管理指標】

項目		現状(2018 年度)	目標(2021 年度) ^{※1}
廃棄物の排出量	一般廃棄物	251.5 万 t (2014 年度比 ^{※2} で 1.4%削減)	240.4 万 t (2014 年度比 ^{※2} で約 6%削減)
	産業廃棄物	1,608.4 万 t (2014 年度比 ^{※3} で 5.5%増加)	1,570.5 万 t (2014 年度比 ^{※3} で増加を約 3%に抑制)
廃棄物の再生利用率	一般廃棄物	21.8% (2014 年度 ^{※4} から 0.5 ポイント減少)	約 23% (2014 年度 ^{※4} から約 1 ポイント増加)
	産業廃棄物	67.0% (2014 年度 ^{※5} から 3.4 ポイント減少)	約 74% (2014 年度 ^{※5} から約 4 ポイント増加)
廃棄物の最終処分量	一般廃棄物	19.0 万 t (2014 年度比 ^{※6} で 10.8%削減)	19.8 万 t (2014 年度比 ^{※6} で約 7%削減)
	産業廃棄物	89.9 万 t (2014 年度比 ^{※7} で 0.3%増加)	82.9 万 t (2014 年度比 ^{※7} で約 7%削減)
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量		517 g	500 g

※1 2022 年度以降については、愛知県廃棄物処理計画（2021 年度改定予定）で新たに設定する

※2 2014 年度の一般廃棄物の排出量 255.1 万 t

※3 2014 年度の産業廃棄物の排出量 1,524.9 万 t

※4 2014 年度の一般廃棄物の再生利用率 22.3%

※5 2014 年度の産業廃棄物の再生利用率 70.4%

※6 2014 年度の一般廃棄物の最終処分量 21.3 万 t

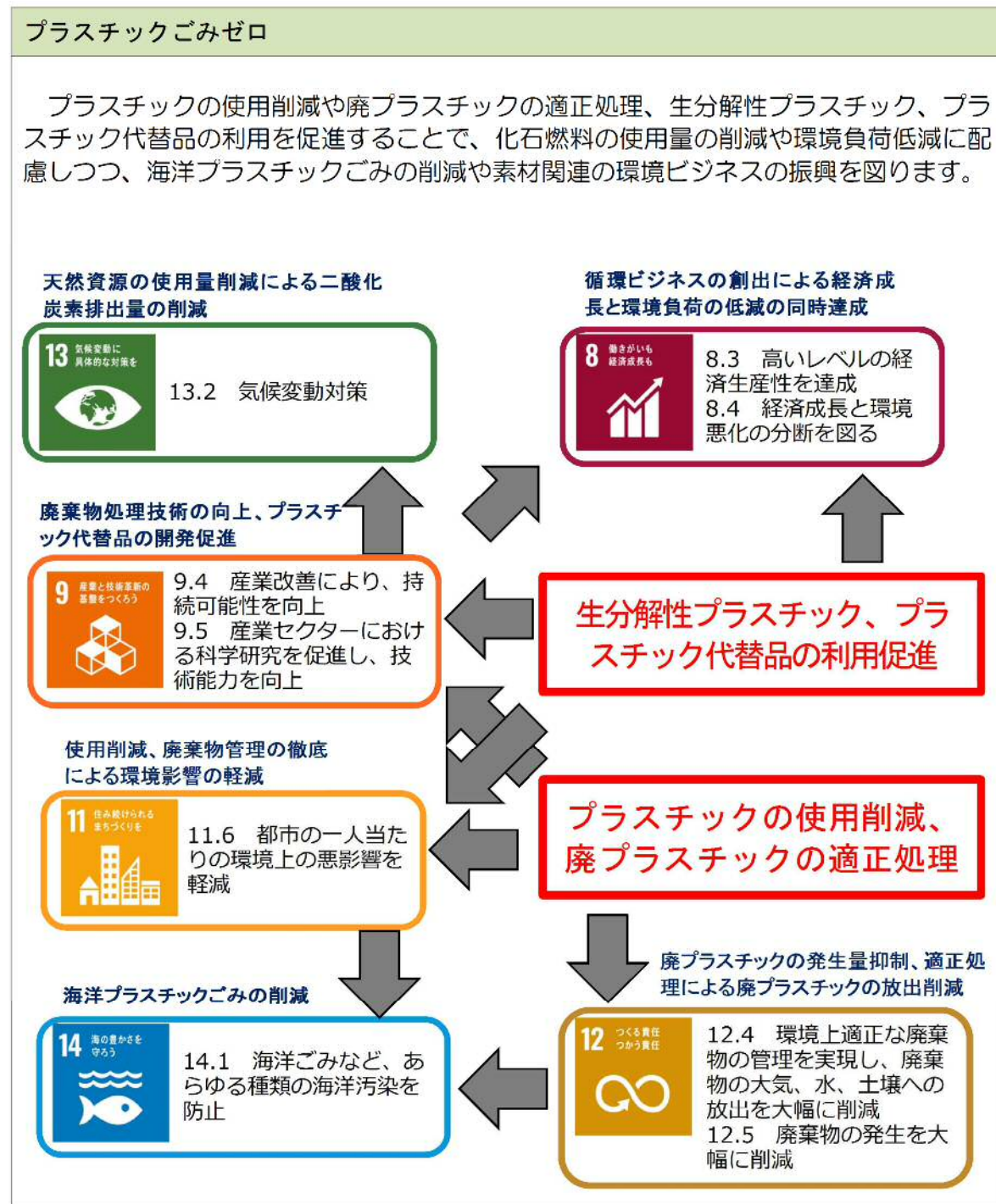
※7 2014 年度の産業廃棄物の最終処分量 89.6 万 t

【重点施策④】



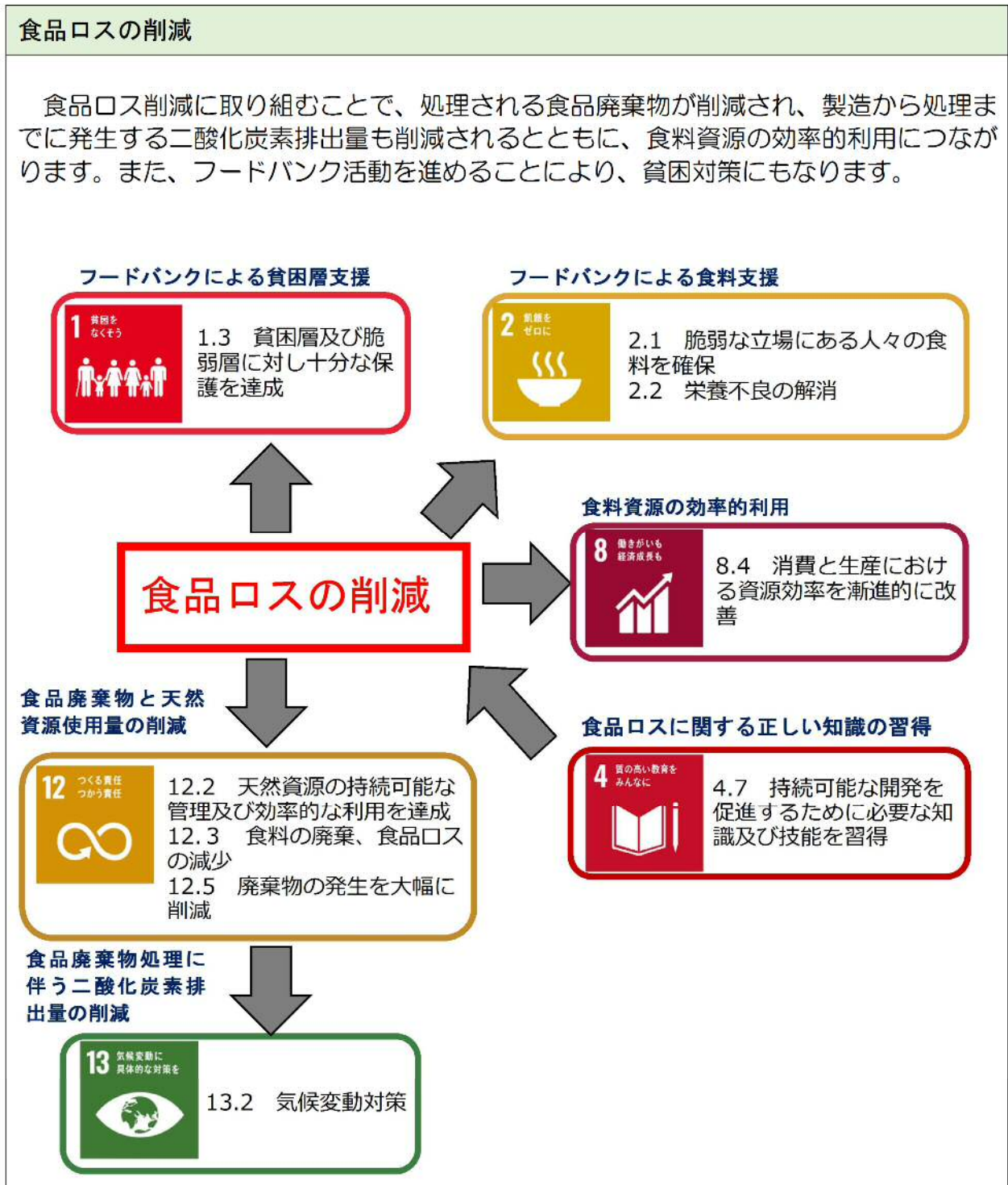
※枠の中は、該当するSDGsのゴールとターゲットを表す。

【重点施策⑤】



※枠の中は、該当するSDGsのゴールとターゲットを表す。

【重点施策⑥】



※枠の中は、該当するSDGsのゴールとターゲットを表す。

4 安全・安心の確保

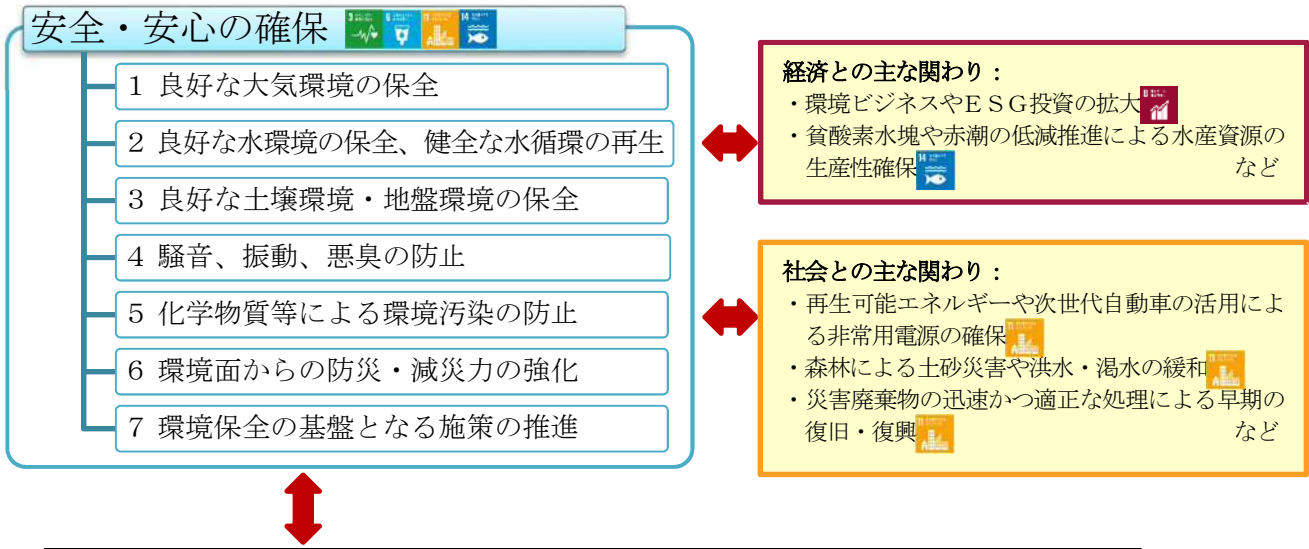
【基本的な考え方】

- ・ 県民が安全で安心して暮らせる社会の前提となる、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染・地盤沈下、騒音・振動・悪臭などへの対策を着実に進めます。
- ・ 環境基準達成率の低い光化学オキシダントへの対応を進めるとともに、アスベストを含む可能性のある民間建築物の解体棟数が 2028 年にピークを迎えるとされていることを踏まえ、アスベストの飛散防止対策を徹底していきます。
- ・ 閉鎖性水域である伊勢湾・三河湾について、「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」とも連携し、海域環境再生に向けた総合的な対策を行います。
- ・ 水環境に係る健全な水循環の再生を目指して、流域ごとに設置している尾張地域、西三河地域、東三河地域の「水循環再生地域協議会」の取組を促進します。
- ・ 生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽の設置基数が全国一であることから、下水道への接続や合併処理浄化槽への早期転換を促進します。また、全国で初めて創設した「優良浄化槽保守点検業者認定制度」を活用し、浄化槽の適正な維持管理を推進します。
- ・ 近年多発している自然災害等に備え、自然環境が有する防災・減災機能の活用などを推進するとともに、災害廃棄物の処理体制の強化や有害物質による環境汚染の監視体制を徹底します。

【複数の課題の統合的解決】

- ・ 安全・安心に関する施策を進めることで、暮らしやすいまちづくり、良好な自然環境、水産資源の保護回復、災害の未然防止や災害からの早期復旧などにもつなげ、複数の課題（経済、社会分野を含む）の統合的解決を目指します。

【安全・安心の確保と他の取組分野、経済・社会との主な関わり】



取組分野	主な関わり
温暖化対策 	<ul style="list-style-type: none"> フロン類の排出抑制によるオゾン層保護と温室効果ガスの削減 適応策による健全な水循環の維持・回復 太陽光発電や風力発電の設置と生活環境保全の両立
自然との共生 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木による大気浄化、湿地や干潟・浅場による水質浄化 海域の水質改善と豊かな海につながる栄養塩確保 化学物質による汚染のない生物の生息・生育空間の確保
資源循環 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の削減により、処理に伴う環境負荷低減 廃棄物の不適正処理撲滅による環境汚染の防止
行動する人づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水対策の促進 化学物質についての正しい知識と理解

【施策の方向】

1 良好な大気環境の保全

(1) 大気環境に係る規制・指導の実施

良好な大気環境の確保は、安全で安心に暮らすための基盤となるものです。そのため、大気環境の状況を引き続き把握するとともに、法令等に基づき事業場等に対して規制・指導をしっかりと実施します。また、環境基準未達成の項目・地域については、基準達成に向け、取組を進めます。

(主な施策)

- 大気汚染常時監視測定局等による大気環境の監視・調査
- 大気汚染防止法、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律、県民の生活環境の保全等に関する条例等に基づく規制・指導
- 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等

に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に基づく窒素酸化物及び粒子状物質の削減

- ・ 科学的な知見を踏まえた、環境基準未達成の項目・地域の対策の検討

(2) アスベストの飛散防止対策の徹底

アスベストが使用されている建築物の解体は、今後、増加が見込まれることなどから、不適正除去に対する規制強化を目的とした大気汚染防止法の一部を改正する法律が 2020 年 6 月に公布（一部を除き 2021 年 4 月 1 日施行）されており、本改正の趣旨も踏まえ、アスベストの飛散防止対策を徹底します。

(主な施策)

- ・ 大気汚染防止法に基づく規制・指導
- ・ 国、県の関係機関、民間の関係団体等で構成する「愛知県アスベスト対策協議会」による普及啓発、相談窓口の整備

2 良好な水環境の保全、健全な水循環の再生



(1) 水環境に係る規制・指導の実施

大気環境と同様、良好な水環境の確保は、安全で安心して暮らすための基盤となるものです。また、水環境の状況把握を引き続き実施するとともに、法令等に基づき事業場等に対して規制・指導をしっかりと実施します。また、環境基準未達成の項目・地域については、基準達成に向け、取組を進めるとともに、水域ごとに類型を指定する、河川の生活環境の保全に関する環境基準を長期間達成したものについては、指定した類型（環境基準）の見直しについて検討します。

(主な施策)

- ・ 水質汚濁防止法に基づく水質測定計画による水環境の監視・測定
- ・ 水質汚濁防止法、小規模事業場等排水対策指導要領等に基づく規制・指導
- ・ 科学的な知見を踏まえた、環境基準未達成の項目・地域の対策の検討

(2) 生活排水対策の推進

規制強化や技術革新により工場の排水対策は進捗しましたが、本県は、風呂、台所などの生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽の設置基数が全国一であることなどが公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっているため、生活排水対策を積極的に推進します。

(主な施策)

- ・ 「全県域污水適正処理構想」や「あいち下水道ビジョン 2025」に基づく、生活排水処理施設の適正な整備の推進
- ・ 単独処理浄化槽やくみ取便槽から合併処理浄化槽への転換や下水道への接続の推進

- ・ 「優良浄化槽保守点検業者認定制度」を活用した、浄化槽の適正な維持管理の推進
- ・ 浄化槽台帳の精査
- ・ 油ヶ淵水質浄化促進協議会による油ヶ淵の浄化対策の推進

(3) 伊勢湾・三河湾の海域環境再生

閉鎖性水域である伊勢湾・三河湾では、貧酸素水塊や赤潮の発生、生物多様性の損失、水辺の減少等の問題が発生しており、海の恵みを将来にわたり享受できるよう様々な主体の連携・協働による海域環境の再生の取組を推進します。

(主な施策)

- ・ 三河湾環境再生パートナーシップ・クラブと連携した「三河湾環境再生プロジェクトーよみがえれ！生きものの里“三河湾”ー」に基づく、三河湾大感謝祭、三河湾環境再生体験会等の啓発活動
- ・ 豊かな生態系の創造と海洋環境の改善のため、干潟・浅場の造成を推進
- ・ 富栄養化物質等の削減を進めるため、水質総量削減計画による水質保全対策の推進
- ・ 下水道放流水のりん増加試験運転の実施や、生物に必要な栄養塩量の算定などによる、海域の栄養塩の適切な管理の検討

(4) 流域が一体となった取組の促進

森林から海に至る流域は、古くからの同じ生活圏・交流圏として相互に結びつきが強い地域であり、水環境に係る健全な水循環を再生するためには、環境、治水、利水等の各分野が個々に施策を実施するだけでなく、上流から下流までの流域全体を視野に入れ、総合的に施策を推進します。

(主な施策)

- ・ あいち水循環再生基本構想に基づく「水循環再生地域協議会」の活動促進
- ・ 流域モニタリング一斉調査の実施
- ・ 国が中心となり東海3県及び名古屋市等が参加した「伊勢湾再生推進会議」、豊橋市を始めとする沿岸・流域市町村と県が参加する「豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会」による広域的な取組の実施
- ・ 河川が本来有している自然を保全、創出する「多自然川づくり」、干潟・浅場の造成等の水辺環境の整備

3 良好な土壌環境・地盤環境の保全



(1) 土壌汚染対策の推進

土壌は一旦汚染されるとその影響が長期間持続することが多いため、土壌・地下水汚染の未然防止を図るとともに、汚染判明時には適切な指導・調査を実施し、有害物質による

健康被害を防止します。

(主な施策)

- ・ 水質汚濁防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例等に基づく土壌・地下水汚染の未然防止
- ・ 土壌汚染対策法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査や拡散防止措置の指導
- ・ 水質汚濁防止法に基づく水質測定計画による地下水の監視・測定

(2) 地盤沈下対策の推進

地盤沈下は地下水の過剰な揚水によって発生し、一旦発生するとほとんど元に戻らないため、地下水の適正な利用により地盤環境の保全を図ります。

(主な施策)

- ・ 地盤沈下観測所等による地盤沈下、地下水位の監視・測定
- ・ 工業用水法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水揚水規制
- ・ 代替水への転換指導

4 騒音、振動、悪臭の防止



日常生活に関係が深く身近な問題である騒音、振動及び悪臭を防止し、健康的で快適な生活が営めるよう、法令等に基づく規制や発生源の対策を推進します。

(主な施策)

- ・ 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく市町村の規制の支援
- ・ 中小企業者等が進める騒音、振動及び悪臭対策への融資や利子補給

5 化学物質等による環境汚染の防止



(1) 事業者の自主的な化学物質の適正管理の促進

化学物質は、生活に不可欠なものですが、取扱いを誤ると人の健康や環境を脅かすおそれがあるため、化学物質の適切な利用や管理、情報提供を進めます。

(主な施策)

- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく化学物質の排出量等の把握、適正管理の促進
- ・ 化学物質セミナー等による化学物質に関するリスクコミュニケーションの促進
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく規制指導
- ・ 環境放射能の測定、公表

(2) PCB廃棄物の適正処理

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、法令で定められた期限までの適正な処理を推進します。

(主な施策)

- ・ 「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく、PCB廃棄物の適正な保管及び期限内処理の推進



6 環境面からの防災・減災力の強化

(1) グリーンインフラの推進

自然環境が有する多様な機能を活用して、持続可能で魅力ある地域づくりを進める「グリーンインフラ」に関する取組の推進により、地域の防災・減災力の強化とあわせて、生物多様性の保全や地域の魅力・居住環境の向上等を図ります。

(主な施策)

- ・ 公園緑地、道路、屋上、駐車場等の都市緑化の推進
- ・ 公共施設、公園、歩道等の透水性舗装や浸透ます等の整備
- ・ 湿地の保全や健全な森林の整備等による生態系を活用した防災・減災の推進

(2) 災害発生時における体制の強化

災害発生時に迅速に水質や大気等の環境調査を実施するための体制の整備を進めます。また、災害発生後に早期の復旧・復興を果たせるように、大量に発生が見込まれる災害廃棄物や生活排水を迅速かつ適正に処理するための体制の強化を進めます。

(主な施策)

- ・ 民間事業者団体等と連携した災害を想定した環境調査の訓練の実施
- ・ 市町村における「災害廃棄物処理計画」の策定及び実効性の向上の支援
- ・ 「愛知県災害廃棄物処理計画」の改定による災害廃棄物の処理体制の整備の推進
- ・ 「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づく災害廃棄物の広域処理体制の整備の推進
- ・ 市町村等の職員を対象とした災害廃棄物の図上演習の実施
- ・ 浄化槽台帳システムに位置情報を付与することによる災害発生時復旧体制の強化

(3) 自立・分散型電源の確保

災害発生時の電源の確保は、喫緊の課題となっています。そのため、平時に温室効果ガス排出の抑制に寄与しながら、災害発生時に必要な電源を迅速に供給することができるように、太陽光発電施設や蓄電池等の自立・分散型電源の導入を推進します。

(主な施策)

- ・ 「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」による太陽光発電施設、蓄電池、電気自動車等充電設備等の導入促進
- ・ 「先進環境対応自動車導入促進費補助金」による、非常用電源として活用できるEV・PHV・FCVなどの先進環境対応自動車の導入促進
- ・ 「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン（仮称）（2020年度策定予定）」、「愛知県水素ステーション整備・配置計画」による充電インフラ及び水素ステーションの整備促進



7 環境保全の基盤となる施策の推進

(1) 公害の防止、健康被害の予防・救済

本県では激甚な公害問題は解決されましたが、未だに毎年5千件を超える公害苦情があり、法令等に基づき環境保全の基盤となる公害の防止を着実に進めるとともに、健康被害の予防・救済に取り組みます。

(主な施策)

- ・ 水質汚濁防止法や大気汚染防止法等の各種法令等に基づく規制・指導
- ・ 中小企業者等が進める公害対策への融資や利子補給
- ・ 公害防止協定の的確な運用
- ・ 公害紛争処理法に基づく公害紛争の処理
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害保健福祉事業の推進
- ・ 光化学スモッグ注意報等の発令

(2) 環境影響評価制度の的確な運用

環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境保全の見地からより望ましい事業計画となるように、環境影響評価（環境アセスメント）制度の的確な運用を行います。

(主な施策)

- ・ 環境影響評価法や愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度の的確な運用

(3) 環境に関する調査研究・情報提供の推進

本県には多数の事業所等が立地しており、環境汚染の未然防止・拡大防止に向けて、引き続き大気、河川・海域、地下水などの汚染状況を監視するための環境調査や、法令等に基づく事業所等の行政検査を着実に進めます。また、最新の科学的・技術的な調査研究を踏まえて、環境施策を進める必要があるため、環境保全等に関する調査研究を進めます。さらに、環境調査結果や研究成果等についての情報を広く県民に提供し、県民の環境に対する意識の向上や県の環境施策の浸透を図ります。

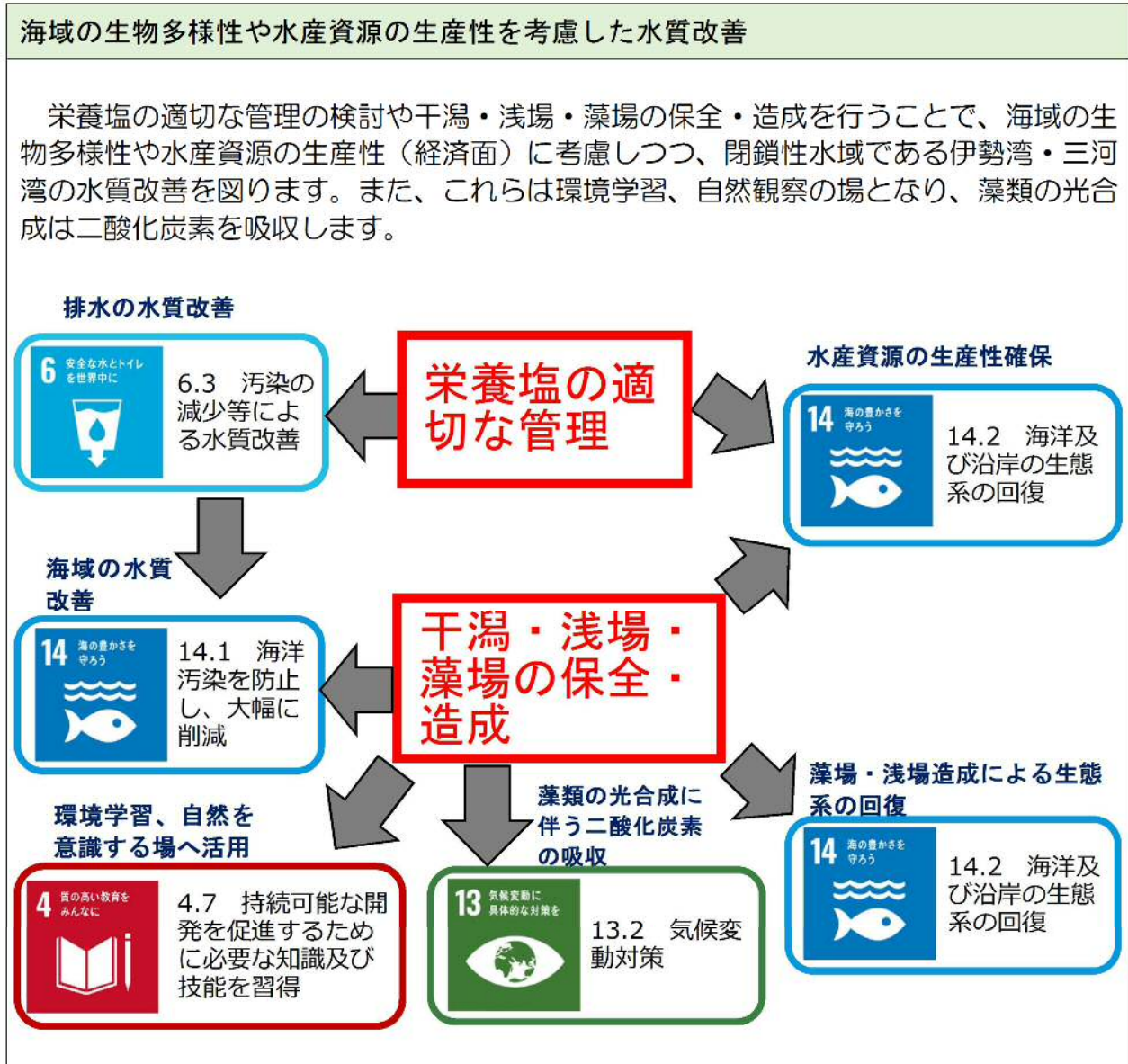
(主な施策)

- 大学等の様々な主体と連携した環境調査センターにおける調査研究
- ウェブサイト「あいちの環境」等による環境に関する情報提供
- 環境調査センター研究発表会の開催

【進捗管理指標】

項目	現状	目標
環境基準の達成状況	大気汚染 光化学オキシダント：達成率 0% (2019 年度) 微小粒子状物質：達成率 100% (2019 年度) 公共用水域の水質汚濁 河川の BOD：達成率 94% (2019 年度) 海域の COD：達成率 45% (2019 年度) 全窒素：達成率 83% (2019 年度) 全りん：達成率 100% (2019 年度) ダイオキシン類 公共用水域の水質：達成率 93% (2019 年度)	全項目及び 全地点での達成 (2030 年度)
汚水処理人口普及率	91.0% (2018 年度末)	95% (2025 年度末)

【重点施策⑦】



※枠の中は、該当するSDGsのゴールとターゲットを表す。

5 行動する人づくり

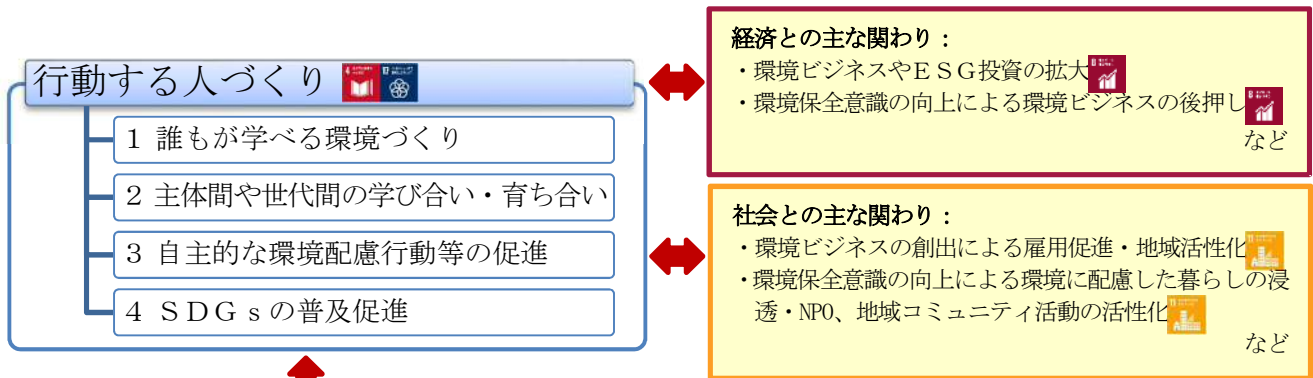
【基本的な考え方】

- ・ 未就学児童から中高年・シニアに至る世代に応じた本県独自の特色ある環境学習を推進します。
- ・ 多様な主体や世代間が連携・協働した取組を一層強化することにより、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」をさらに推進していきます。
- ・ 県が行っている環境学習等の取組について、市町村などと連携し、「人づくり」の裾野を県内全域に広げていきます。
- ・ SDG s 未来都市として、県民一人一人がSDG s を理解、認識し、具体的な行動を実践する担い手となるようSDG s の理念を浸透します。

【複数の課題の統合的解決】

- ・ 行動する人づくりに関する施策を進めることで、生涯学習、高齢者の活躍の場、地域コミュニティの活性化、企業のCSR（社会貢献）やCSV（共通価値の創造）の促進などにもつなげ、複数の課題（経済、社会分野を含む）の統合的解決を目指します。

【行動する人づくりと他の取組分野、経済・社会との主な関わり】



取組分野	主な関わり
分野共通 	<ul style="list-style-type: none"> ・かがやけ☆あいちサステイナ研究所による大学生の環境活動促進 ・あいち環境塾による社会人の育成 ・あいち森と緑づくり税を活用した森と緑の保全活動の促進
地球温暖化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち COOL CHOICE」県民運動の浸透・定着
自然との共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然への親しみ、自然体験 ・生態系ネットワーク協議会やユースを核とした連携促進
資源循環 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいちプラスチックごみゼロ宣言の普及・実践 ・3010運動の普及・実践
安全・安心の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水対策の促進 ・化学物質についての正しい知識と理解

【施策の方向】

1 誰もが学べる環境づくり

(1) 各世代に応じた環境学習等の実施

環境学習等は、持続可能な社会を支える人づくりであり、継続的・発展的な実施が必要です。また、世代ごとに適した環境学習等は異なるため、各世代に応じた環境学習等を実施します。

(主な施策)

- ・ 「あいち環境学習プラザ」、「もりの学舎」、「あいち海上の森センター」、「弥富野鳥園」や「いらごさららパーク」などにおいて、施設の特色を生かした環境学習の実施
- ・ 未就学児童を対象とした「もりの学舎ようちえん」、小学生を対象とした「もりの学舎キッズクラブ」等による自然体感プログラムの実施
- ・ 小学生を対象とした愛知県地球温暖化防止活動推進員による「ストップ温暖化教室」の実施

- ・ 小学生以上を対象とした「あいち eco ティーチャー」の派遣による環境学習講座の実施
- ・ 小学生や中学生を対象とした海岸漂着ごみや食品ロスなどの環境学習プログラムの作成・提供
- ・ 高校生を対象とした「あいちの未来クリエイト部」による地域の環境についての研究や成果の発信
- ・ 大学生を対象とした「かがやけ☆あいちサスティナ研究所」による企業と連携した研究や成果の発信
- ・ 社会人を対象とした「あいち環境塾」による人材育成・体験講座の開催や成果の発信

(2) 環境学習の機会等の情報収集・発信

環境学習講座や環境保全活動等の情報について、情報収集し、とりまとめて分かりやすく発信することで、環境学習の機会等を十分活用できるようにします。

(主な施策)

- ・ 愛知県環境学習施設等連絡協議会（^{あえろ} A E L ネット）のウェブサイト等による様々な環境活動情報やイベント情報の発信
- ・ 環境白書の発行や、大気や水質などの環境調査結果の公表などの環境情報の発信

2 主体間や世代間の学び合い・育ち合い



(1) 多様な主体の連携・協働

環境学習等は、地域を教材とした自然体験、社会体験、生活体験などの実体験を通して、より実践的に実感を持って学ぶことが重要であり、様々な主体が持つ人材や場所、プログラムなどの資源を生かし合う、多様な主体の連携・協働を進めます。

(主な施策)

- ・ 環境学習を受けたい方と提供できる方をつなぐ環境学習コーディネートの実施
- ・ 地球温暖化の防止につながる活動や学習の実績のある方と地球温暖化について学びたい方とを結びつける「あいち地球温暖化対策人材登録・紹介ネット（温暖化まなびネット）」の運営・活用
- ・ 愛知県環境学習施設等連絡協議会（^{あえろ} A E L ネット）による環境学習を行う施設等の情報交換及び連携・協力体制の構築
- ・ 「あいち森と緑づくり税」を活用した、NPO、ボランティア団体や市町村などの多様な主体が行う、自発的な森と緑の保全活動や環境学習事業の交付金による支援
- ・ 「環境教育 協働授業づくりハンドブック」などを活用した学校での環境学習の実施

(2) 世代間の連携・協働

異なる世代が学び合うことで、異なる時代のことを知り、互いに気づきや発見を得る育ち合いに発展するため、世代間の連携・協働を進めます。

(主な施策)

- ・ 生物多様性の保全に向け、ユース世代を中心として様々な主体・世代が連携して取り組む「生物多様性あいち学生プロジェクト」の推進や、様々な主体・世代が交流し、今後の取組を検討するフォーラムの開催
- ・ 豊かな知識や経験を有する中高年・シニア世代を環境学習の講師として派遣する「あいちecoティーチャー」の実施
- ・ 保育士、幼稚園教諭やその職を志す学生等を対象に、未就学児に自然体感プログラムを実施するノウハウを身に付ける研修の実施

3 自主的な環境配慮行動等の促進



(1) 消費行動における環境配慮の促進

日々の暮らしの中の各家庭での消費行動が、全体では大きな力となり、事業者や行政など社会を動かすことにつながるため、環境に配慮した消費行動を促進します。

(主な施策)

- ・ 「Let's エコアクション in AICHI」などを通じた地球にやさしい身近な環境配慮行動を実践へとつなげる「あいちエコアクション」の推進
- ・ 東海三県一市グリーン購入キャンペーンの実施
- ・ 気候変動や資源、貧困、飢餓、雇用、地域活性化など、環境問題や様々な社会的課題の解決につながる消費行動である「エシカル消費（倫理的消費）」の普及促進
- ・ 日常生活のあらゆる場面で地球温暖化対策に資する「賢い選択」を呼びかける県民運動「あいち COOL CHOICE」の実施
- ・ 環境に優しい食生活の具体的なコツや豆知識 (=tips) を紹介する「あいちエコ食スタイル 今日から始める 20tips」による普及啓発
- ・ 3010（さんまるいちまる）運動推進キャンペーンの実施
- ・ 県自ら率先して環境負荷の少ない製品やサービスを調達する、愛知県環境物品等調達方針に基づくグリーン調達の実施

(2) 事業者による環境配慮活動の促進

本県は日本一のモノづくり県であり、事業者は経済活動の担い手として、事業活動が環境に与える影響を絶えず自覚し、環境に配慮した取組を積極的に進めていくことが求められているため、事業者による環境配慮活動を促進します。

(主な施策)

- ・ 事業者が環境経営に容易に取り組むことができるよう工夫された、環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証取得のための講習会の開催
- ・ 省資源や省エネルギー、リサイクルなどに関する優れた技術や活動などを表彰する「愛知環境賞」の実施



4 SDGsの普及促進

(1) SDGsの理念の浸透

SDGsの17のゴールには環境と関わり深いゴールが多くあり、一見環境と関わりが浅いと思われるゴールであっても、様々な形で環境と関わりがあります。そのため、SDGsの理念について、様々な情報伝達手法の活用や教育機関との連携等により浸透を図り、環境に配慮した行動を行う人づくりを進めます。

(主な施策)

- ・ SDGsに関する冊子（中学生向けのSDGsスタートブックや小学生向けの環境学習副読本等）の作成・配布、ウェブサイトの作成・運用など、県民、事業者、教育機関など各主体におけるSDGsの理解・行動を促進するための普及・啓発
- ・ 地域のESDの推進拠点である「ユネスコスクール」を中心にしたESD・SDGsの普及・啓発
- ・ 教員を対象としたESD推進指導者研修会・セミナーによる学校におけるESD・SDGsの推進

(2) SDGs達成に向けたパートナーシップの構築

SDGsの達成のためには、行政のみではなく、県民や事業者が一丸となって取組を行うことが重要であるため、多様な主体が連携した取組を促進します。特に、普及啓発・人材育成において、活動のノウハウを持ち、本県でSDGsに積極的に取り組むNPOや活動団体との連携を強化していきます。

(主な施策)

- ・ 企業、大学、NPO等の多様な主体と連携・協働したSDGsを推進するイベントの開催
- ・ SDGs未来都市に選定された自治体、「SDGs日本モデル」の宣言に賛同する自治体等との連携強化

【進捗管理指標】

項目	現状	目標(2030年度)
環境学習や環境保全活動への参加状況	62.4%(2016年度)	80%
愛知県環境学習施設等連絡協議会 <small>あえる</small> (AEL ネット)の加盟施設が行う環境学習の年間 参加者数	67,853人(2019年度)	73,000人
SDGsの理解度	7.7%(2019年度)	50%を上回る

【重点施策⑧】

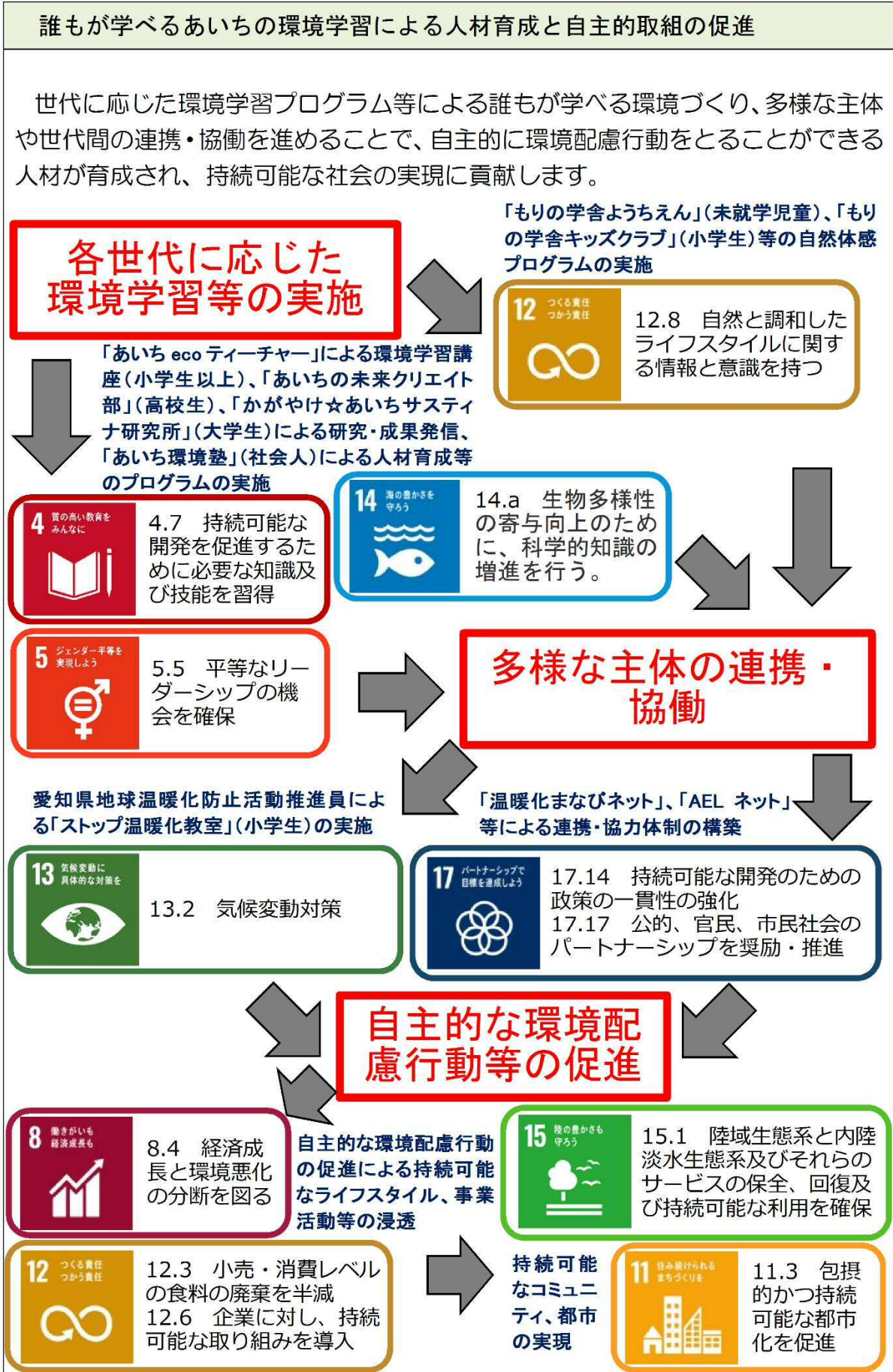
SDGsの普及促進

SDGs達成に向けた県内の企業、大学、NPO、市町村などの取組を共有し、県民を含めたパートナーシップを構築するため、SDGsを推進するイベントを開催します。これにより、県内のSDGsパートナーシップの構築の機会にするとともに、SDGs達成に向けた取組を加速化させることができます。また、SDGsに沿った環境に配慮した出展や運営を行うことで、リードモデルとして国内外に発信できます。



※枠の中は、該当するSDGsのゴールとターゲットを表す。

【重点施策⑨】



※枠の中は、該当するSDG sのゴールとターゲットを表す。

第5章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、行政のみならず県民、事業者、NPOといった社会を構成する各主体が、環境の現状について正しい認識を持ち、環境保全に関して担うべき役割と環境保全活動に参加する意義を理解する必要があります。また、各主体は、その立場に応じた役割分担のもと、環境面からSDGsの達成に貢献するために、自主的、積極的な取組を進める必要があります。

・ 県民の役割

県民は、日常の生活が身近な環境から地球環境まで様々な影響を与えていることを十分に理解し、現在のライフスタイルを見つめ直すことにより、省エネの徹底やごみの削減、緑化の推進など、地域の生活環境や自然環境、さらには地球環境に配慮した自主的な行動に取り組むことが求められます。

また、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費（倫理的消費）」を行うことで、気候変動や資源、貧困、飢餓、雇用、地域活性化など、環境問題や様々な社会的課題の解決に貢献することが求められます。

さらに、地域の環境活動や行政等が行う環境活動に積極的に参加するとともに、各主体間の連携・協働を促進する役割が求められます。

・ 事業者の役割

事業者は、地域社会の構成員として企業の社会的責任を認識し、あらゆる事業活動において、法令順守の徹底はもとより、環境負荷の低減に向けた自主的、積極的な取組を進めていくことが求められます。

また、事業の経営や成長において環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)の3つの観点に配慮し、環境問題や社会課題の解決を事業として取り組み、企業の利益（経済的価値）と社会からの評価（社会的価値）の双方を高めるCSV（共有価値の創造）により、環境保全、社会・経済発展に寄与することが期待されます。例えば、環境保全のための技術開発や、環境配慮型商品の製造・販売、環境関連サービスの提供など、技術革新の創出により、環境・社会問題の解決と経済成長の同時達成に向けた役割を果たすことが求められます。

さらに、県民、NPOや行政との連携を深め、地域の環境活動に積極的に参加・協力するなど、地域社会に貢献していくことが求められます。

・ NPOの役割

NPOは、地域の生活環境や自然環境の保全を推進する上で重要な役割を担っており、それぞれの専門的な知識や技術を生かして、行政や個人では対応できないきめ細やかで柔軟な環境保全活動や、環境学習を行うことが求められます。また、地域における環境活動や積極的な情報発信を通じて、他のNPOや事業者、行政との調整役を担い、各主体と連携・協働した取組を進めていく役割が求められます。

・ 大学・研究機関の役割

大学・研究機関は、専門的な見地から環境の状況の調査・研究を行うとともに、得られた科学的知見を県民・事業者に対して、広く普及を図ることが求められます。また、高等教育機関として、学生に向けた環境学習を実施するとともに、NPOや行政、地域コミュニティといった他の主体との連携・協働により、専門性を生かした環境学習を実施することが求められます。

・ 行政の役割

県は、本計画に基づき制度整備や人材育成などの施策を総合的・計画的に推進すると同時に、県自らも事業者及び消費者としての立場から、公共事業の実施や物品購入時における環境配慮、公共施設での環境配慮など、自ら率先して環境への負荷の少ない行動を実践します。

また、県民、事業者、NPOなどの各主体が環境活動を積極的に行えるよう、環境情報の提供、環境学習等の推進を図るとともに、各主体間のネットワークづくりを進めます。

市町村は、地域の実情を十分把握している住民に最も身近な基礎自治体として、住民や事業者等と日常的に関わりを持ち、地域に密着した環境づくりを進める上で重要な役割を担っていることから、本計画の方向性を踏まえ、それぞれの地域の自然的・社会的条件に応じた独自の施策を進めていくことが求められます。

また、各主体が自主的に取り組む地域の環境保全活動の促進に努めるとともに、県と同様、事業者及び消費者としての立場にあることから、環境への負荷低減に自ら率先して取り組むことが求められます。

(2) 計画の推進体制

・ 県民、事業者、NPO、行政の協働による推進

県民、事業者、NPO、行政の代表者等で構成する「あいち環境づくり推進協議会」を始め、「生態系ネットワーク協議会」や「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」、「ご

みゼロ社会推進あいち県民会議」といった場を通じて、各主体が情報交流を図りつつ、協働して計画を推進し、持続可能な社会の実現を目指します。

- ・ **県の全庁横断的な推進**

「愛知県環境対策推進会議」（知事をトップに県庁の各局長等で構成）において、県が実施する環境保全施策の総合的・計画的な推進を図ります。また、本計画に関連する個別計画との連携を図ります。

- ・ **市町村との連携**

住民に最も身近な行政機関として、地域に密着した環境づくりを進める上で重要な役割を担う市町村との連携を図るため、「環境基本計画推進市町村会議」において情報提供や調整を行います。

- ・ **広域的な連携**

災害時の災害廃棄物処理や生物多様性の保全、鳥獣害対策での連携、流域圏として河川や海域の浄化対策に取り組むなど、県域や国境を越えた環境問題に対処するため、国や隣接する県等と連携し、広域的な環境対策を推進します。

- ・ **国際的な環境協力の推進**

環境産業の集積を生かして、国や独立行政法人国際協力機構（JICA）等と協働した国際技術協力を通じて、国際的な環境協力を推進します。また、生物多様性に関する国際会議への参加や大型展示会での愛知県ブースの出展等を通じて、国内外に向けて本県の取組を発信し、国際貢献していきます。

2 計画の進行管理

計画の実効性を高めるため、本計画に掲げた目標や施策については、毎年度「愛知県環境審議会」、「あいち環境づくり推進協議会」、「愛知県環境対策推進会議」等において各種環境関係統計の推移や施策の進捗状況等を確認し、愛知県環境白書やウェブサイトで広く公開するとともに、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルによって適切な進行管理を行います。

また、本計画の目標や施策に沿って、新たな個別計画の策定や既存の個別計画の見直しなどを適切に進めます。